

民俗と内面化についての基礎的考察 一

—— 中国浙江省A鎮・B村における火葬受容を事例として ——

徳丸亞木

民俗と内面化についての基礎的考察 一

—— 中国浙江省A鎮・B村における火葬受容を事例として ——

徳丸 亞木

はじめに

本論においては、2000年代に火葬場が建設され土葬から火葬への変更が強制された中国浙江省A鎮、ならびにB村における報告者の調査資料に基づいて、火葬の受容により地域の葬墓制にかかわる民俗が如何に変化したかを報告するとともに、火葬が現代中国社会において一つの規範的な葬墓制として如何に内面化されつつあるかについて論ずる事を目的とする。

内面化は、基本的には社会化やアイデンティティの確立の過程において、行動様式や規範、外部的評価の自己との統合過程として捉えられる。内面化に関わる民俗学的研究としては、管見では、民俗を維持する個人による意味づけとして内面化を捉える岩本通弥の議論を嚆矢とする¹⁾。また、「寝屋制度」を事例として言説の内面化を八木康幸の論ずる民俗再帰的状况²⁾との関連から論じた宮前耕史の研究³⁾や、口承文芸研究の立場から日本における「ロシア民謡」の生成を内面化の視点から論じた森谷理紗の研究⁴⁾などにおいては、いずれも文化の客体化と係わる視点からの分析が行われている。これらは、社会化過程における外在化・客体化・内在化のモデルに関わるものであるが、本論では、仮に「外在化・客体化を経た民俗が伝承主体の生活の中に再定位され、意味づけられ、一定の規範性を獲得する過程」として内面化を考える。

論者は、多様な生態的・社会的・歴史的環境条件の中での伝承行為の主体たる集団や、そこに重層的に帰属しつつ過去から現代を生きる人そのものを伝承主体として把握する。伝承主体概念は、福田アジオによって提示された伝承母体概念の検討の中で、日本の漁民集団研究と関連して高桑守史によって提案されたものである。高桑は、「民俗を生成し、保持管理し、変革する主体としての人間、およびその集団」をより強調する言葉として伝承主体を提案し、伝承行為の総体としての民俗の考察や伝承過程への着目の必要を論じた⁵⁾。伝承主体の概念は、民俗を保持する単位を無前提に村落とせず、個人や家、親族集団、生業にかかわる社会集団などをその単位として把握し得る点で、中国の民俗を考察する際にも有効であると考えられる。湯川洋司は、「個人々の生きる過程でいかに民俗が内面化され、生きる知恵とされているか」を研究する必要を論じたが⁶⁾、現代における民俗の位相について考える場合も、その観光資源化や文化資源化などとの

関連などから考察するとともに、伝承主体に即して民俗の内面化や、その意味を考える事が必要であると考え。

日本においては、火葬は近代化の過程において受容されたものの他に、藁などを用いて集落単位で行われた伝統的な火葬も新潟県などに見られる。2000年代に火葬場が建設され火葬が受容された南西諸島の与論島では、行政の主導により地区住民との交渉の結果、火葬場が建設され、受容されている。与論島など南西諸島における葬墓制と火葬受容については稿を改めて論じたいが、この場合、死者の葬儀に際して遺族が火葬を選択するかどうかは、死者自身の生前の意思や、遺族の意向による。しかしながら、実態としては地域の人々の多くが火葬を選択している。本論で取り上げるA鎮、およびB村においても、1998年、2000年に火葬の施行が命じられ、伝統的葬送習俗が大きく変容した⁷⁾。また、土葬から火葬骨の納骨への移行に併せて、従来の個別に独立した墓地から、共同墓地への移行が急激に進められた。その結果として、火葬骨を中心とした葬送儀礼と墓制の新たな再編が行われつつある。

現代中国における葬墓制についての近年の研究としては、北京における火葬場成立の歴史やそれに伴う死者儀礼の変化とその底流に流れる意識を論じた何彬による研究⁸⁾や、田村和彦による一連の研究がある。田村は、都市部における「殯儀館」(公営火葬場)の成立や⁹⁾、中国公共墓地を例とした、政策と旧来の慣習の狭間での人々の実践と解釈について論じている¹⁰⁾。特に後者の論文では、政策との関わりの中で紡ぎ出された人々の実践が「民俗」ではないとして退けられる傾向にある事を指摘し、そこへの着目の必要を説いている。また、田村は、地方都市における政府主導の公共墓地(公墓)導入に関わる1920年代後半からの法整備、共産党政権の墓地政策(革命公墓地などの顕彰墓地)、中華人民共和国における1949年以降の墓地政策を概観した上で、今日の陝西省地方都市における火葬場と公墓の運営実態を報告し、公墓が祖籍地を離れて死亡した外地系の人々が多く埋葬されている点からかつての義塚との共通性や、また若年の独身死者や事故死者など反規範的な死の有様が単独墓として顕在化している事を指摘し、公墓を政策と文化システムの力学の中で生み出されたものとして位置づけている¹¹⁾。

調査対象地域における火葬受容も地方政府の政策に基づく罰則を伴う強制的なものである。一年間の猶予期間の後、A鎮では2000年5月から、B村では1998年7月土葬から火葬へ強制的に切り替えられた。遺体が火で焼かれる事を嫌い、密かに土葬された事例もあるというが、基本的には一斉に火葬へと移行した¹²⁾。火葬による遺体の処理と共同墓地への納骨が政府により命じられ、伝統的葬送習俗は大きく変容した。また、火葬骨の埋納により、従来の個別に独立した墓地から、共同墓地への移行が急激に進められ、その結果として火葬骨を中心とした新たな葬送儀礼と墓制の再編が見られる。本論では、地方政府により強制された火葬という新しい遺体処理方法が、両地域において従来の葬墓制に如何なる影響を与え、また如何に内面化されているかについて論ずる事とする¹³⁾。

註

- 1) 岩本通弥「現代民俗学への方法論的転回」千葉徳爾編『日本民俗風土論』弘文堂 1980年。
- 2) 八木康幸「町おこしと民俗学—民俗再帰的状况とフォークロリズム」『民俗の歴史的世界—御影史学研究会創立25周年記念論集—』1994年。
- 3) 宮前耕史「民俗に関する言説の内面化—答志島・答志の寝宿慣行をめぐる「民俗再帰的状况」と言説としての「寝宿制度」』『日本文化研究』16 2005年。
- 4) 森谷理紗「文化の生成と伝承—日本における「ロシア民謡」のケーススタディ」『口承文芸研究』29 2006年。
- 5) 高桑守史『日本漁民社会論考 民俗学的研究』未来社 1994年、高桑守史「民俗調査と体碑—伝承の一側面」関一敏編『現代民俗学の視点2 民俗の言葉』朝倉書店 1998年。
- 6) 湯川洋司「伝承母体論とムラの現在」『日本民俗学』216 2000年。
- 7) 話者によっては、A鎮における火葬施行は1998年5月からとの事であったが、浙江省文化研究工程指導委員会編の『A鎮志』（2007年 石中国文史出版社 34頁）では、2000年7月にA鎮他で殯葬改革が行われたとされている。ここではそれに従い2000年を採った。ただし、政府からの通達等の確認はまだ行い得ていない。
- 8) 何彬「都市に於ける死者儀礼の今昔—北京市の事例から見えるもの」『民俗文化研究』第7号 2006年。
- 9) 田村和彦「現代中国の葬儀」『アジア遊学』124 2009年。
- 10) 田村和彦「国家政策と漢族の葬儀」『アジア遊学』58 2003年。
- 11) 田村和彦「中国の葬儀改革にみる連続と変容—地方都市における公墓政策の受容を例として—」『中国21』Vol.25 2006年。また、田中は、陝西省中部農村の稠密な調査から、墓碑を記憶の装置として把握し、1949年以前は富裕戸族の実践であった墓碑と墳墓の組み合わせが大衆化の過程で正当な文化として憧憬される事で急激に普及した事を指摘し、墓碑を社会的価値とその変化の表現形態として捉えうる可能性を論じている（田中和彦「現代中国における墓碑の普及と「孝子」たち」小長谷有紀、川口幸大、長沼さやか編『中国における社会主義的近代化 宗教・消費・エスニシティ』2010年 勉誠出版）。
- 12) ある話者は火葬について以下の様に話した。「火葬など反対に決まっている。特に年寄りには火葬を嫌うが、政府の命令であるから仕方なく行っている。火葬にする指示が出てからは土葬で埋葬された者はいない。もし土葬を行うと罪に問われ逮捕され、罰金を払わなくてはならない。不満はあるが政府に文句は言えない。」地域の人々にとって火葬は、受け入れ難い葬送の改変ではあるが、強制を余儀なくされた結果、従来の葬送習俗に火葬の過程を取り込み再編され規範となる葬送習俗を生み出したという点からも、内面化という概念を適用できるかと考える。

13) 本論は、平成19年度～平成22年度科学研究費補助金基盤研究 (A) 海外学術調査・「中国における民俗文化政策の動態的研究」(研究代表者 神奈川大学 福田アジオ)における調査およびその成果報告書に基づくが、分析視点については、平成23年度科学研究費補助金基盤研究 (C) 「伝承主体における伝承の内面化・主体化に関する民俗的研究」(研究代表者 筑波大学 徳丸亞木)に関わるものである。福田アジオ先生、関係の皆様により謝意を表す。

第一章 A 鎮における火葬受容と葬制の再編

第一節 A 鎮における葬送儀礼

A 鎮は、福建省と浙江省を結ぶ交通の要所にあり、かつては商業都市として発展した。鉄道の開通によりその役割は弱まり、解放後、農村となったが、現在では地域の観光資源化が積極的に進められている古鎮である。17村の行政村、143村民小組に編成、鎮は9村から構成され、3村が集住地域となっている。鎮全体の人口は調査の時点で12868人、姓は141姓、鎮区人口は3406人、姓は69姓である。

まず、断片的ではあるが、聞き書き、および観察によって確認できたA 鎮の葬礼のありかたを表1として纏める。A 鎮の聞き書きに際しては、主にT氏(1959年生まれ)、S氏²⁾(1953年生まれ)、R氏(A 鎮風水師、1920年生まれ)にご協力いただき、また、葬礼に関わる親族関係調査は、A氏を対象として行った。調査は、限られた話者を対象とした短時間のものであり、話者の語る内容個々についての十分な検証は行い得ていない。そのため、必要に応じ、語りの内容を項目として要約した上で個別に記述し、末尾に括弧で語り手の名を付した。

土葬における葬礼の過程を遺体の移動と処理を中心に整理すると以下の様になる。

土葬時の葬礼の過程

- ①.死亡した現場から遺体を自宅へ運ぶ
- ②.自宅での遺体処理と儀礼(守夜、小殮(入棺)、超渡など)
- ③.並行して風水師による墓地選定
- ④.出殮し葬列で墓地へ木棺を移動
- ⑤.大殮(埋葬)

葬礼全体の進行には風水師が指示を与え、また道士も死者の超渡などで葬礼に関与していた。以上の様な葬礼の過程を採っていたA 鎮が火葬に切り替わったのは先にも述べたが2000年からであるとされる。実施の1年前に政府による命令が文書による通知で成された。A 鎮の住民が利用

する火葬場が近郊に建設され、2000年以降は、人が亡くなると政府と火葬場に連絡し、火葬する様になった。A鎮の住民の墓は、それまで個別に風水を観て決めていたが、全国的な火葬への切り替えに伴いA鎮でも政府が共同墓地を作り、そこを墓とする事になった。火葬場には葬儀場(殯儀館)もあり、そこで儀礼を行う場合もあると言うが、今回はその詳細は確認出来なかった。

話者は、火葬への移行後も葬礼のやりかたは基本的には同じだとしながらも、①.棺桶を運ぶ八仙が不要となった事、②.火葬骨を納める骨箱である骨灰盒を運ぶ者が必要となった事、③.葬礼で花輪など現代的な飾りが用いられる様になった事、④.墓碑に遺影を飾り、牌位を作らなくなった事などを挙げた。遺体の処理に関して言えば、火葬への移行により、遺体を必ず火葬場まで運んで処理を行う必要が生じる。

土葬の場合、葬礼での葬列は、自宅から墓場への移動で一度のみ構成される。対して火葬の場合は、遺体を火葬場まで運び、そこから遺骨を自宅へ持ち帰る過程が挿入される事になる。以下その過程を要約する。

火葬時の葬礼の過程

- ①.死亡した現場から遺体を自宅へ運ぶ
- ②.自宅での遺体処理と儀礼(守夜・小殯(火葬場が用意した火葬用の棺桶に収める))
- ③.火葬場へ自動車で移動
- ④.火葬による遺体処理
- ⑤.集落入り口まで骨灰盒を自動車で移動
- ⑥.集落入り口から葬列で骨灰盒を自宅へと移動
- ⑦.自宅での儀礼
- ⑧.出殯し葬列で墓地へ骨灰盒を移動
- ⑨.大殯(納骨)

土葬時と比較すると、火葬の場合は自宅から遺体を火葬場へと運ぶ過程と、火葬した骨を今一度自宅へと連れ帰る過程が加えられる。自宅から火葬場までは、火葬場が手配した自動車で遺体を運び、大型バスで親族が移動する。しかし、狭い路地まで自動車は入れないため、集落の出口で遺骨を降ろし、そこから親族と迎えに出た住民とで葬列を組んで自宅へ遺骨を連れ帰る。2007年の調査では、火葬場から火葬骨を家に運ぶ葬列の撮影を許され、その映像資料を示しながらT氏に解説を加えていただいた。続いて、その観察記録を簡略に報告する。

表1 A鎮における葬送儀式

| 事項 | 内容 |
|---------|---|
| 長寿祝 | 数えて60歳を花甲の年と言ひ、この歳に至れば人としての完全な人生を結たとし、家の祭壇にそれを祝う対聯を貼る。花甲は、陽である天干と陰である地支(十二支)を組み合わせたもので、人生が輪廻する年齢である。これ以前の死者は、短命鬼(人としての壽命を全うせずに死んだ死者霊)と言へる。70歳は古稀(古来稀、80歳は大寿である。花甲の年齢を超え高齢で死んだ者は先祖となる。60歳で人生が完成するので、これ以前に死んだ者は、秘密には先祖ではなくただの鬼である。しかし、遺族にとっては、先祖として祭祀の対象となる(T))。 |
| 短命鬼 | 大人にならずに死亡した子供など、完全な人生を送らずに死亡した者を短命鬼と言ひ、長寿を全うした者よりも軽視される。短命鬼は親に色々な災いを起す事もある。陽間(この世)で短命だった者は、陰間(あの世)の人生でも短命である。大人が子供に呼び掛ける言葉で「小鬼」という言葉がある。また、短命の死者を「竹尾倒瀟瀟拉」(竹の尾が逆さまの方向に引かれた)とも表現する。また幼い子供が死亡した時には、遺体だけを棺に入れた。子供には息子も除かないので、遺族が入れるものも無いと言ひ(T)。 |
| 独身死者 | 独身で死んだ者の魂も鬼になり、その家族に対して災いを成す事がある。人間の人生で20歳から30歳は、最も活力が盛んで、これから立身出世して行く時期であるが、その時期に結婚せずに死亡する事は最も悲しい出来事である。その様な短命鬼は家族に災いを成す事がある。また結婚して妻や子供がある場合にも、災いを成す事がある。陰間で恋愛する事もある。20歳の娘と、同年輪の男性が同じ時期に死亡し、陰間鬼となって陰間で出会って、そこで自由恋愛をして結婚する事もある(T)。 |
| 鬼の種類と陰夢 | 陰間で最も位が高いのは閻魔判官で、配下に小鬼や牛頭馬頭などを率っている。他にも手が長く真く直ぐ立ってても手が地面に触れてしまふ手長や、足が長い足長、頭が無く胴体だけの無頭鬼などもある。無頭鬼は、昔、悪いことをして断頭された死者が愛したものである。これらの鬼は人間に災いを成す。生前に悪事により、死後その様な鬼に愛される。鬼となっても陰間で良い行いを重ねれば閻魔によつて再び人となつて陽間に生まれる事が出来る。陰間には様々な動物も居る。陽間から陰間には、陰夢など特別な人だけが生きたまふ通つて行く。陰間と陽間との境はとて狭く通り難いものである(T)。(T氏は、この世界を陽間(この世)と陰間(あの世)から成ると考え、陽間の人生もあるものと理解している。T氏は、A鎮在住の陰夢と称される宗教的職能者(後述)に生活上の問題を相談した事もあり、彼の陰間や鬼に関する知識は陰夢からの影響を受けている可能性がある)。 |
| 木棺 | 木棺は60歳になった年に予め準備され、死を迎えるまで保管される(T)。しかし、火葬の受容により、使う事の無くなった木棺が、死後も家の二階部分などにそのまま保管されている場合も見られる。ある民居の二階には木棺が置かれているが、これはこの民居に住む家族の祖母のために生前から用意しておいたものである。土葬が禁じられ遺体は死後火葬にふされたため木棺のみ残されている。特に大事に保管されている訳ではなく、使う事が無くなったため、放置されている。 |
| 遺体処理 | 死者は死後、別の世界の客となるので、頭から麻布(白い布)を掛けて隠す。遺体は不吉なものであり、家の運には悪いものである。衣服は生前使っていた白いものから選ぶ。遺体には、紙製の靴を履かせ帽子を被せる。生前使っていた寝台に遺体を安置している間、供物として御飯を盛り、線香を三本立てた碗を供える。三本は、死者を尊重する意味を表す。守夜には、この他に板の上に万頭、菓子、鶏・鴨・鰯・鰯鳥各々の水煮をのせて供える。板には家族の名前や供物を贈つてくれた親族の名前を紙に書いて貼る。その紙を見れば死者のこの世での身分が判る(S)。 |
| 入棺(小殮) | 棺桶に遺体を収める事を小殮と言ひ、風水師が良い日、時間を選んで、その日時に棺桶に入れる。死者と家族全員の手支などから風水師が定めた吉日に墓に向かう。入棺前には遺体を洗う。用いる水は川から汲んでくるが、水の代金を川辺に置いておく。洗った後、綺麗な衣服を着せ布団で包む。遺体は恐ろしいものであるからこの様に洗う。孫や妹など血縁者が行う。遺体はこの状態でしばらく置かれる。息子・嫁・婿・孫など最も近い親族が側につく。入棺の際には、輓巻4本、死者が陰間へ持って行く金や銀の紙銭、男性の死者の場合は煙草やタオトル、女性の死者の場合は扇子、49日の石灰の包みなどを棺桶に入れる。石灰の包みが49個であるのは、陽間から陰間に行くには49天(49日)かかり、その間は何が起るか判らないためで、犬などに襲われた時に石灰を投げ付けて撃退するためである。入棺後には棺桶の蓋は開けてはならない。子供の死者の場合には遺体だけを棺桶に収め、他には何も入れない。子供の居ない死者の場合も、子孫が入れる物が無いので、遺体のみとなる(T)。 |
| 水汲み | 私の父親が死亡した際に、自身でその遺体を洗うための水汲みを行った。川に行き、銅貨を水中に投げ、水を買う。この水は別の世界にいる川の神様から買ったものである(S)。 |
| 超渡 | 出棺の前夜、道士を招いて亡霊を送る為の做道場(超渡)を行う。道士が経文唱えした後、死者の親族が死者を拜む。親が死亡した場合には、その息子・息子の嫁・孫・その他の親族の順に三拜を行う。その後、道士が銅鑼を叩いて経文を唱え、死者を送る。超渡が終わるのは夜中であり、その場でお菓子や食べ物が出される。遠くから集まつた親族は、聖家で休み、近くの親族は自宅に帰る。死者への供物は、菓子・餅(米粉で作ったもの)・肉・魚などであるが、特に卵、鶏肉・鴨肉、線香を三拜と言ひ、餅は大平卵と呼び、平安を表すものであり、肉は霊魂の成熟を表すものとする。この他、輓巻を絶やさず、また黄酒(老酒)を供える。鼠が供物を食べない様に、親族の一人が夜明けまでついておく(T)。 |

表1 つづき

| 事項 | 内容 |
|-------|---|
| 出棺 | 夜明けに出棺するが、死者の生まれの平支や亡くなった時間や風水師が出棺の時辰(時間)を決める。午前4時から午前7時の間で時間を選ぶ。棺には紅い布を掛け、生きている雄の鶏の足を結んでとまらせる。これを踏棺という。雄の鶏とは鳴き、その鳴き声が鬼神を敵うため、雌の鶏は鳴かないので置くことはない。また呼籠と言ひ、雄の鶏の鳴き声は龍を呼ぶもので、棺桶を納める墓場や鶏が鳴くと、その墓は風水的にとても良い場所だと言われる。踏棺に用いた鶏はその場で殺すことなく家まで連れ帰り、自然に死ぬまで飼う。この鶏は殺してはならない(S)。 |
| 葬列 | 葬列では道士が経文を唱えて燵竹を鳴らし、繩纏を打ち鳴らして賑やかに運ぶ。花飾りや死者の遺品(衣服・靴・綿など)、三牲も家から運び出す。出棺に際しては、遺族から娘や嫁など二名の女性が棺桶の側に付き従い大声で啼泣する。出来るだけ大声で泣く必要がある(T)。葬列は男性の列と女性の列とに分かれる。男性の列が先に進み、白い布を竹竿で持った長男(開路)、線香を持つ者、八仙が担ぐ棺桶、息子連、赤い布を竹竿で持った男孫(祖父の死亡の場合)、そして女性の列と続く(S)。葬列の先頭に立つ開路は、長男・長孫が務める。父親の場合は白い布を、祖父の場合は赤い布を竹竿の先に着けて歩き道を開く(S)。 |
| 温洞 | 出棺は朝行われ、棺桶が到着する前の早朝に、親族の一人が墓穴の中で紙銭を燃やす。これを温洞と称する。この為にも沢山の紙銭が必要とされる。紙銭が足りないと墓穴に棺桶を納める事が出来なくなる。一度、集落に戻り屋敷を祭った後に、もう一度稲藁で作ったタイマツ、御飯、酒、鶏肉、魚、豚肉を持つて墓に戻り死者に捧げる。タイマツは死者の火、あるいは死者の火種と称される(S)。 |
| 八仙 | 棺を担ぐ者を八仙と言う。八名の神様を意味する。はじめ八仙の役割を引き受け、高年齢者や死者には、高年齢者で棺を担がせる。高年齢者には福があるので、幸せが来る縁にする。八仙を務めるには、棺を運ぶ力が必要であり、また、棺と担ぎ棒を縛り結び、結ぶ技術なども必要である。棺は井桁型に組んだ担ぎ棒に條纏のロープで縛り、横棒の前後に担ぎ手が入って担ぐが、一本の棒を棺桶の上に置いて縛り、縦棒の前後に横棒を通して、更にその前後の横棒に短い縦棒を結んで二名宛について担ぐ。現在は、直接火葬場へと運ぶ(T)。 |
| 中と斗 | 葬列で男性が被る白帽を中、女性が被る斗(審斗、ちりとりの意味)と称する。中は男性、斗は女性だけが被る。親族の他、生涯で特に仲の良かった友人も被る。父親が死亡した場合、中を被るのは息子と娘婿、娘の子(父親の孫)となる。ただしそれぞれの中の形は異なっている。息子の中の上は平たいが、婿の中は上部を平たくせず、白い帯を掛けた様になる。また死者と同世代の親族、結婚相手の親族、上の世代の親族、姻族は被る事はない。墓から戻るときには巾も斗も被らない。墓で破り捨てる。斗や巾には必ず赤い布を縫いつけて赤い印を付ける。赤は、それを被る生者の関問での幸福を示し、斗と巾の白は死者が陰間にあることを示す(T)。葬列に参加する者は、棺桶であれば全身に麻の白い服を纏うが、そうでない者は斗や巾のみを被る。斗や巾には小さな赤い布を縫い付けるが、これは死が不吉なものであり、その不幸を赤い色で転換するためである。婚約者の祖父が死亡した女性には、まだ結婚前であっても長い赤布をその腕に巻き付ける(S)。 |
| 被紅 | 遺族が持つ赤い袋には帯が入れられている。帯の色は特に指定されていないと言ひ、赤が多い。棺桶に掛ける赤い布とは別の布である。これは親族が自ら準備し、亡くなった人に贈るものである。男性の孫が居れば、その結婚相手とともに葬列に参加するが、彼らが準備をする。葬列は悲しい事ではあるが、同時に目出度い事でもある。死者の幸運を祈る意味もあり、赤い布を用いる(T)。 |
| 傘 | 墓に納める燵瓦(契約書)に傘を差し掛けるのは婚である。この燵瓦には風水師が文字を記し、墓の範囲をお金を支払って購入した事を証明するものである。燵瓦が天に見えない様に傘を差し掛けるが、これは太陽の光が陽間、燵瓦が陰間に開くからである。墓の土地にも神様があり、この燵瓦はその神様も墓を作る事を了承していることの証拠ともなる(T)。 |
| 啼泣 | 葬列で大声で泣いているのは最も死者に近い親族である(T)。 |
| 爆竹 | 死者の骨灰を迎える為に爆竹を鳴らす。火葬場に遺体を送る際にも爆竹を鳴らす。橋の近くで鳴らすのは、橋が共同財産であるためである(T)。 |
| 山歌と葬礼 | 葬礼の場では山歌も歌われる。親族が泣きながら歌う。例えば、青年が死ぬと残された彼の父母や妻が、彼の事業が完成せず亡くなった事を残念に思う気持ちを歌に込める。特に、高年齢者が亡くなると、子供連の親を思う気持ちを示すために盛んに葬列を行う(T)。 |

出棺と葬列

表1 つづき

| 事項 | 内容 |
|--------------|---|
| 墓の飾り | 土葬の際には、埋葬後、墓の上には長い白い紙を付けた竹を息子が立てた。孫は緑の紙を付けた竹を立てる (T)。棺は吉時にならねば土埋に触れさせてはいけない。吉時になるまでの間、棺を担ぐのに用いた2本の木を下に載せて土に触れない様にする。用意された墓石に埃が付いている場合には、息子が纏っている衣服のうち、その身に最も接しているものを脱いで埃を祓う。墓穴の中で冥紙を燃やし、穴の中の水分を除く。火が消えたと土が乾いている。棺を納める時には二つに割った竹を棺の下に敷いて滑りやすくする。墓穴は墓碑で塞く。土を運えたと一旦、死者の家に戻り昼食を採る。午後に墓に戻り墓前に、桶に収めた飯と線香、三牲を供え配る (T)。 |
| 埋葬 (大殮) | 墓に遺体を納める事を大殮と言う。墓に棺桶を納める時間は風水師が指定し、必ずこれを守る。時間よりも早く着いた場合は棺桶を直接地面には置けないので、竹を二本敷いて、この上に棺桶を置く。時間から来ると、縄と竹で作った梯子を棺桶を納め、棺桶を残して梯子のみ引き出す。午後、運んで来たタイマツを墓穴に納め、石室に墓碑で蓋をして、風水飯を食べる。この風水飯は、死者の家族だけしか食べてはならない (S)。 |
| 帰宅時の儀礼 | 死者の家族の内、二名が早めに自宅に帰っておく。他の遺族が、墓から酒やその他の供物を持って家に到着すると、その二名は線香と蠟燭を門前で焚いて跪き (墓からの) 御飯を迎えに来た」と言う。これを家の風水と称する。墓から持ち帰った供物は家族で共食する (S)。 |
| 做七 | 葬礼の後、7日、14日、21日、28日、35日、42日、49日に家で死者に対して、葬礼と同じ供物を家の祭壇 (香火) に捧げる。死者を送り、祈りを捧げる意味がある (S)。 |
| 祖先の祭祀 | 雑音を配る祭壇の裏に祖先の牌位がある。祖先を配る際に供える火を着けた線香も祖先の牌位を配るには燃えて土に委ねる線香を焚く必要がある。祖先を配る期日は、①新暦の毎月朔日・15日、②正月、③清明節 (新暦4月15日) である。清明節には墓に詣るが、正統な後継者 (息子) が詣るべきで、娘婿は行かないものである。息子の嫁は嫁入り先の家族になるので、生家の墓には詣らない。傍系の親族も墓に詣っても良いが拜んではいけない。墓には三牲酒礼としい三杯の酒、果物、米粉で作った自家製の菓子を食べる (T)。 |
| 七月半 (旧7月15日) | 祖先の為の日であり、中元節である。祖先が帰って来るため、祭りを行う。各家では祭壇を設け、祖先の遺影 (絵画か写真) を飾り、午前中は豚・三つの卵・魚 (新鮮な魚であれば種類は問わないが、運魚は悪い物であるため供物には出来ない) と伝えられている。家族全員で祭りを行う。昼食の後、午後には野菜・菓子・西瓜を供える。家に馬を買っていれば、馬にも稲藁を食べさせる (S)。 |
| 牌位 | 昔から伝えられている牌位はあるが、近年は祖先の配りに線香を焚くことでそれに換え、作らなくなっている。昔は一人一人が亡くなると牌位を一つ作った。現在でも赤い長方形の布に死者の名ではなく姓のみを書いて、家の祭壇の横に「遠近宗親位 黄門堂歴代」などと貼る。「歴代」の文字には亡くなった人に関わる全ての親族が含まれている。家代々受け継がれているものであり、魂が入っている。新暦の朔日と15日には拜礼する (T)。 |
| 忌日の祭祀 | 忌日には墓で配る。氏に属する死者の魂を呼ぶ。墓前の机に三牲や菓子をお供え、死者の魂を迎えて、忌日の食事を勤める。墓には普段は供物は献げず、祠堂に線香と蠟燭を献げる (T)。 |

第二節 2007年9月の葬礼における家への骨灰盒の移動

午後1時近く、火葬場のバスから下りた遺族達が、開路、笛・太鼓・銅鑼（写真1）、遺骨を持った婿、親族とともに喪家へ向かう。火葬骨を納めた骨灰盒は、死者の娘婿が両手で持ち、その骨灰盒に別の男性が傘を差し掛け陽光が当たらないように気をつけている（写真2）。骨灰盒には直接、骨灰を納めてあり、T氏によればこれは「工芸品」として火葬場で販売されているものだという。骨灰盒に傘を差し掛けるのは、S氏によれば、陰である骨が陽である天の眼に触れない様にするため、また骨灰盒は陰であるので、披紅を掛けて陰陽とすると言う。この陰陽に対する意識は斗や巾にも示されている。今回見学した葬列の参加者で死者の親族にあたる者は、服喪を示す斗や巾を被り、腕に喪章を付けて、火の着いた線香を手に行っているが、斗や巾には必ず赤い印が一つ付けられている（写真3）。また、集落内の橋を葬列が渡る際には、特に多くの爆竹が鳴らされた。T氏によればこれは橋が誰の所有物でもなく共同のものであるからと言う。

骨灰盒が火葬場から死者の家へと運ばれ、店舗の入り口から屋内に運ばれると（図1上①）、死者の寝室に運び、一旦死者が生前使っていた寝台の上に置かれる（図1上②、写真4）。T氏はこれを、魂がその家に残っており、魂と身体を別れたままにしないためであるとし、死亡した場所に関係なく、病院での死者も必ず一度、生きている時に生活していた家に連れ帰ると説明した。骨灰盒を寝台の上に置くと、寝台の下の床に鍋を置いて紙銭を燃やす。死者の遺体を洗った後にも遺体を白い布で包んで寝台の上に置くが、遺体の下には服を敷くという。2010年8月の調査においては、別の民居において火葬場に運ぶ前の遺体の状態を観察させていただいたが、洗って白布に包んだ遺体は死者が生前用いていた寝台に置かれ、その前の床で線香が焚かれていた。

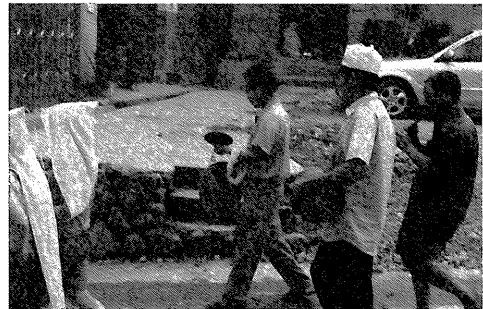


写真1 葬列の銅鑼・笛・太鼓



写真2 骨灰盒と傘



写真3 女性の中と陽を示す赤い印

骨灰盒を置いた後、寝台の前では紙銭が焚かれる。その後、道士による超渡の後、骨灰盒を祭壇に移し（図1上③、写真5）、七日間家に置き、墓地に埋葬するとされる。土葬の際には、遺体を納めた木棺は、祭壇の壁を隔てた裏側に置かれたという。

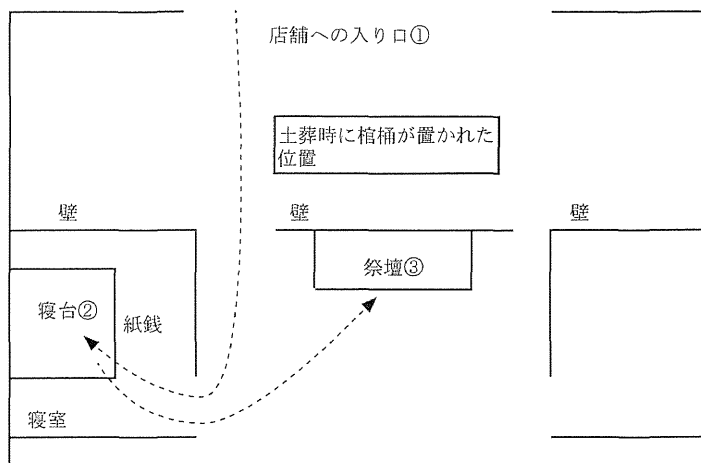


図1 骨灰盒の位置

①の店舗の入り口から運ばれた骨灰盒は、②の寝室の寝台の上に置かれ、その前で遺族が紙銭を燃やす。その後、儀礼を経て③の祭壇の上へと移動する。以上の観察からは、①.火葬場からの帰路において葬列が構成されている事、②.その葬列は、骨灰盒を中心としたものである事、③.遺骨が自宅に戻る事が重視されている事、④.遺骨を戻すのは死者の靈魂と生前居住していた家屋との結び付きが意識されている為である事などを指摘出来る。



写真4 寝台上的の骨灰盒



写真5 葬礼の祭壇

第三節 葬礼に関わる親族の範疇—A氏を例として—

ここで、A鎮在住のA氏が近年体験した土葬、および火葬時の葬列から、各々に関わる親族範疇の変化について若干の整理と分析を試みる。

A氏の母親は1997年に死亡したため、土葬したが、この時に母方の叔父の墓も前もって作った。この叔父は火葬開始後に癌となり自宅で死亡したため、火葬に附され共同墓地に埋葬する事となり、先に用意した墓は無用となった。

母方の叔父が死亡した際には、臨終を親戚が揃って見届け、里の政府幹部の所に知らせ、書類を用意した後、火葬場に電話をした。遺体を洗う事などを済ませた後、火葬場から車を手配してもらい、火葬場側で用意した火葬用の棺桶に納め、火葬場に運んだ。棺桶を車に運ぶ際には葬列などは組まなかった。火葬骨が帰って来た際に、A氏の兄が骨灰盒を捧げ持ち、それに傘を差し掛けて自宅まで運んだ。A氏によれば、このやり方は、土葬の際に、子孫の財産でもある墓地の契約書としての煉瓦（B村では「地契」と称されたが、ここでは話者の表現に従い「煉瓦」と記す）を白い布に包み娘婿が黒い傘を今一人に差し掛けられて運ぶ方法と同様であると言う。火葬となった後は、骨灰盒はまず寝台に置かれる。これは死者の魂がまだ寝台に残っているためであり、寝台の上に骨灰盒を置いて、残った魂と一つにして祭壇に置く。煉瓦は祭壇の骨灰盒の横に置かれる。土葬の際には、煉瓦は棺桶の横に置かれた。これは死者に対して、煉瓦に書かれた墓地の契約内容が死者の財産となっている事を示すためである。翌日、出殯で遺骨を共同墓地に運ぶ。その際には、かつての葬列と同じような形で運ぶが、遺骨は次男などが捧げ、長男は開路として先頭を歩いた。以上の過程を、親族図を用いて今少し詳細に検討する。

図2-1は、A氏（S2）の母親（M）が土葬された際に、関係した親族と葬礼において担当した役割とを整理した図である。

A氏は江西居住の両親を持ち13歳でA鎮に移住したA姓のFを父とし、A鎮在住のB家に同じくA鎮在住のC家から養入したMを母とする。A氏は二男一女兄弟の次男であり、Wと結婚して二女をもうけたが、Wとは離婚している。A氏の兄姉のDH1、S1とも結婚し、子供をもうけており、更にそれぞれの子供も結婚して孫も生まれている。

土葬とされたA氏の母親の葬列には、図中の●、▲と記した親族が参加している。基本的にMの直系子孫が参加しているが、Mの配偶者の兄弟の息子二名も葬儀に参加している。A氏の妻であったWとその兄弟は離婚後であったため参加しなかった。土葬における役割をこの図で見ると、葬列の白旗はMの長男であるS1が、S1の長男であるS1Sが赤旗を、次男のA氏は線香を、Mの長女の夫であるD1Hが煉瓦と傘を、各々持つ役割を担った。

対して図2-2は、A氏の母であるMの兄弟であり養出したC家の長男であるMBが火葬にふされた際のものである。MBは、本来その子孫によって葬礼が行われるべきであったが、C系統側に

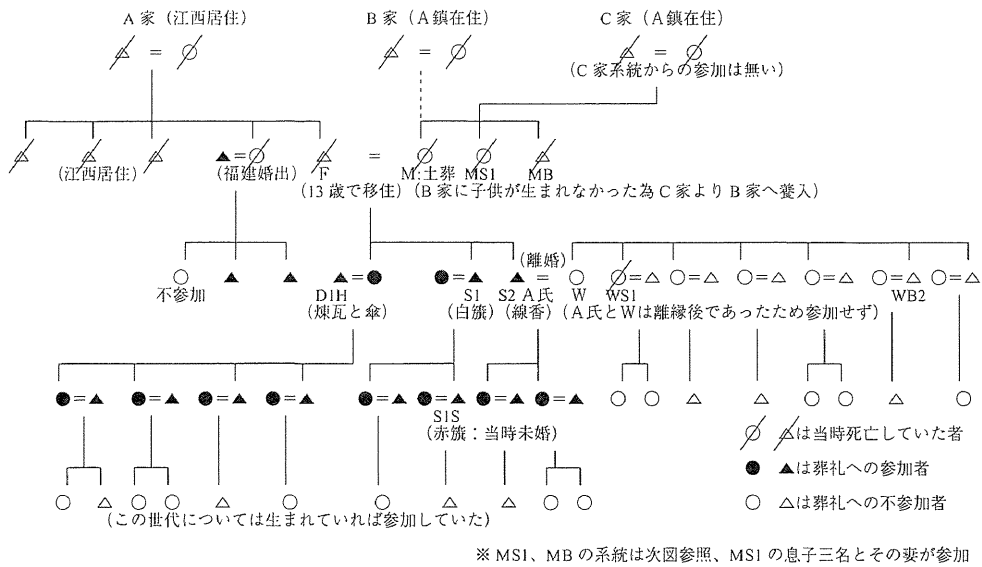


図2-1 A 氏親族図および葬礼への参加範囲—A 氏の母親 (図上 M: 土葬) の場合—

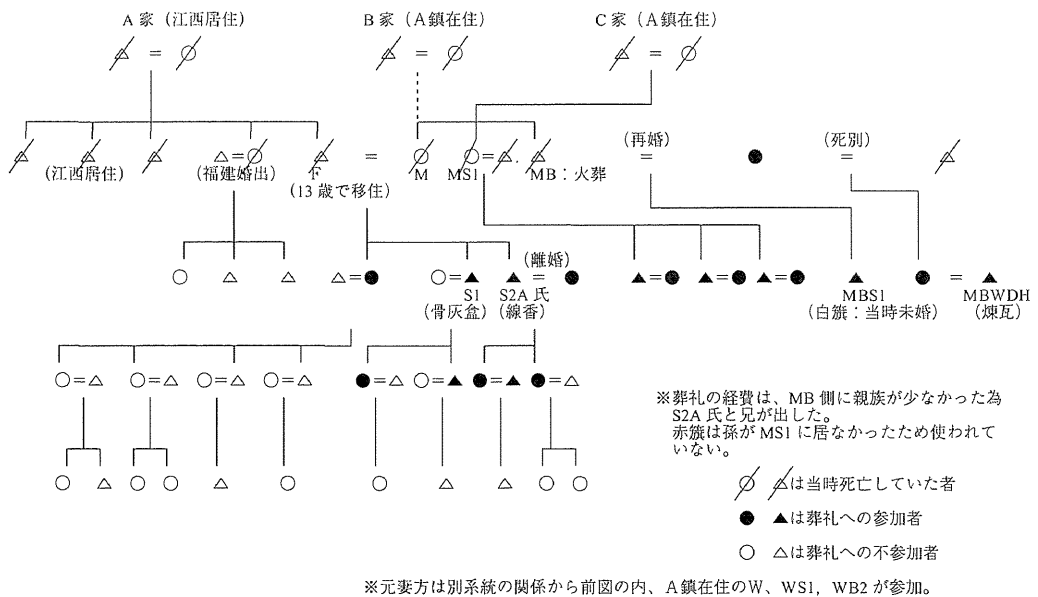


図2-2 A 氏親族図および葬礼への参加範囲—A 氏の母方オジ (図上 MB: 火葬) の場合—

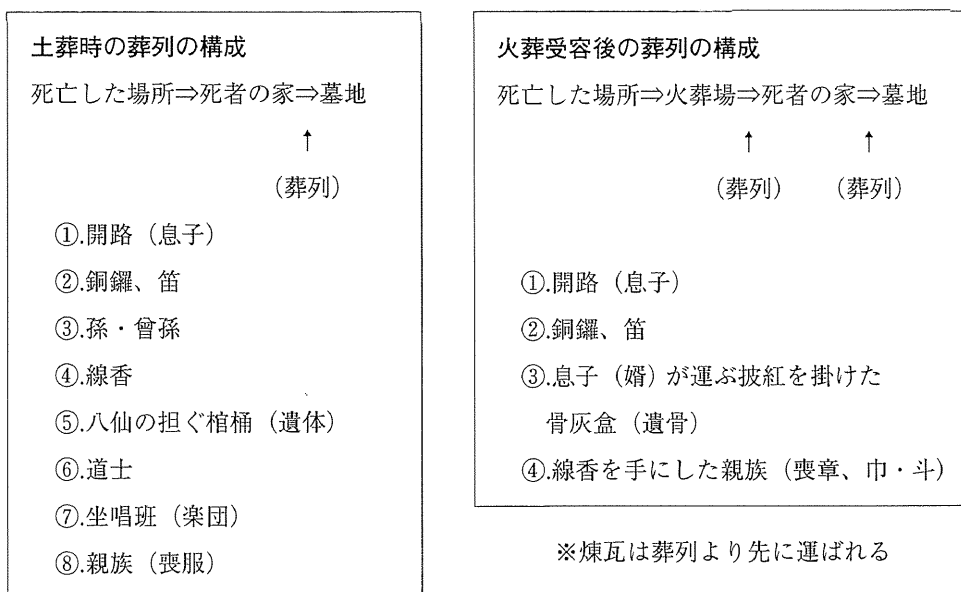
葬礼に参加できる親族が少なかったため、MBの甥にあたるA氏とその兄とで費用を出して葬礼を行った。MBの妻と長男、MBの妻が前夫との間にもうけた長女とその夫、A氏の母であるM直系の子供、孫などが参加している。またA氏と離婚した妻とその姉妹のWS1と兄弟のWB2も別の関連からこの葬儀に参加した。

火葬における役割は、葬列の白簇をMBの長男が持ち、赤簇は孫が生まれていなかったため用いられず、甥にあたるA氏が線香を、A氏の兄であるS1が火葬骨の入った骨灰盒を、MBの妻と前夫との間に生まれた長女の夫であるMBWDHが契約書としての煉瓦を、各々持つ役割を担った。先にも述べたが、土葬においては、棺桶を担ぐのは八仙であるため、遺族はその役割を担う事はないが、火葬においては、遺骨を納めた骨灰盒を運ぶ役割が新たに設けられている。この役割は長男ではなく、傍系親族にあたる甥のS1にまかされている。MBの直系である長男MBS1は死者の長男が白簇を捧げるという原則通りに白簇を捧げている。また、煉瓦は妻の前夫との間に生まれた娘の配偶者が持つが、これはMが土葬された時点でMの長女の夫が煉瓦と傘を持った事と一致している。

以上は養入や離婚など特別な経緯が含まれた事例ではあるが、火葬から土葬への変化に際して葬礼における役割の分担については、基本的には従来の様式を踏襲した印象を受ける。しかし、火葬に際して新たに遺骨を骨灰盒で運ぶ役割の担当者が必要とされ、この事例の場合には死者に直系子孫が少なく、傍系の甥が葬礼に資金を提供したという背景から、その養出した姉の長男が別姓でありながらも骨灰盒を運ぶ役割を担った事になる。

第四節 火葬受容に伴う葬列の再編

火葬場からの帰路における葬列は、土葬での家から墓までの葬列におけるそれを再編したものであると考えられる。以下、土葬時と火葬受容後の葬列の構成をここで比較する。



葬列の構成は、木棺（遺体）と八路が、骨灰盒（遺骨）と遺族とに置き換えられている。葬送における陰間・陽間のバランスを重視する思考は、簡略化された喪服などに未だ示されている。骨灰盒に傘を差し掛ける方法は、A氏の説明する例から言えば、土葬時に煉瓦の契約書に傘を差し掛けて運んだ方法と類似しており、その関連性が考えられる。遺骨を家に必ず持ち帰る点には、死者靈魂の存在を前提とし、それが生前に居住した家屋に残るとする観念と関わっていると思われる。この観念は、土葬時点からあったものと思われるが、火葬した骨を今一度、死者の寝台に乗せるのは、そこを再び葬列の起点としようとする意識の現れであるとも考えられる。

以上、火葬受容後の葬礼の変化について報告した。本章の最後に火葬受容と時期を同じくして造成された共同墓地について述べておく。

第五節 A鎮の共同墓地と墓碑の様式

一 共同墓地の位置

A鎮の共同墓地は、A鎮の南端より幹線沿いに1km程進んだ位置の、標高290m程の山稜南側傾斜面を雛壇状に造成されている。十数段に造成された斜面には、一つの段に十基ほどの墓石が一行に並び、コンクリートで固められた壁面に火葬骨を納める墓穴が穿たれ、納骨されているものには墓碑が設置されている。墓の幅は1mが規格となっている。墓碑の形状は、風水を考えた亀甲形を象ったものもあるが、土葬墓と比較して、墓穴は火葬骨に合わせた小規模なものとなっている。個々の墓も、企画化され、規模が小さなものとなっている。

土葬当時からの古い墓としては、A鎮周辺にあたる耕地内に直径3m程の亀甲型の夫婦合葬墓がある（写真6）他、共同墓地近くにも夫婦を土葬で合葬した墓が見られる。前者の墓は、A鎮でも最も古い宗族のものとされ、その形状や位置は、風水を考えたものとなっている。かつてはA鎮では、裕福な者は大きな墓を作っていた。一つの部屋と同じくらいの広さがあったという。



写真6 風水の判断に基づく古い墓

二 墓碑の様式

共同墓地では、墓碑に死者の遺影を嵌め込んだものなど、死者の個性を永続的に視覚的情報として残そうとする傾向が見られる。共同墓地の下段に立ち並ぶ墓碑間には常緑樹が植えられてい

る。斜面上段の4段はコンクリートブロックの壁面に穿たれた墓穴に直接墓碑を嵌め込んだ簡素な形式となっている。更にその上には、葬礼に用いた道具類が乱雑に置かれたままとされている。墓碑によっては中央の死者名の上に十字に飾りを彫ったものがあり、これはキリスト教信者の墓である。墓穴の一部は、まだ納骨されておらず、穴が空いたままのものや、土嚢が入れられた状態となっている。この傾斜面には、土葬の際に構築されたと思われる、川原石を壁面に積み上げた単独の墓もあり（写真7）、共同墓地の造成以前から、墓地として使われていた場所であると思われる。

また、その墓からは墓碑は除かれており、改葬されたものと思われる。墓碑の形式は、以下の様式に整理される。なお以下の名称は、あくまで本稿で墓碑分類を行うための作業上の仮称である。

①.椅子型墓碑 壁面の前に椅子型の墓碑を置き、その前に福・寿、あるいは鳳・龍などの文字が彫られた石板や両翼に獅子などの飾りを置いたもの。この墓碑の背後にコンクリート製の納骨場所を有するものと、背後には何も造られていない隙間があるもの、壁面に密着したものがある。男性

死者の名と生年月日、死亡年月日が彫られ、その横が空欄になっているものも多く、こちらも夫婦を合葬した、あるいは合葬を予定しているものと考えられる（写真8）。話者はこの墓碑の形状を椅子に例えたため、ここではこれを仮に椅子型墓碑と称する。

②.直立石板型墓碑 碑文を刻んだ長方形の石板型の墓碑を建てたもの。①より小規模であり、この形式の墓の墓碑は、その中心に一人の死者名が彫られ、最初から夫婦の合葬が考えられていない形をとっている（写真9）。ここではこれを仮に直立石板型墓碑と称する。

③.壁面石板型墓碑 壁面の納骨用の墓穴に墓碑である石板そのものを嵌め込んだもの。墓地の上段に多く見られ、①や②に比較して更に簡素な印象を受ける。この形式の墓碑も一名の死者の

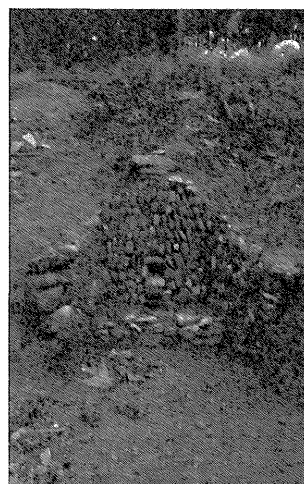


写真7 石積による墓

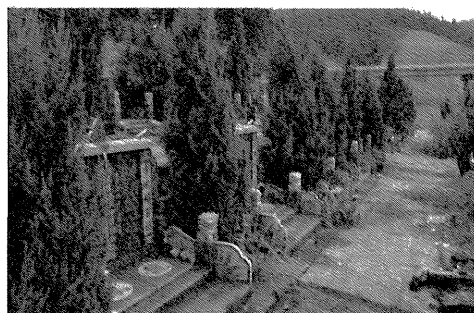


写真8 椅子型墓碑

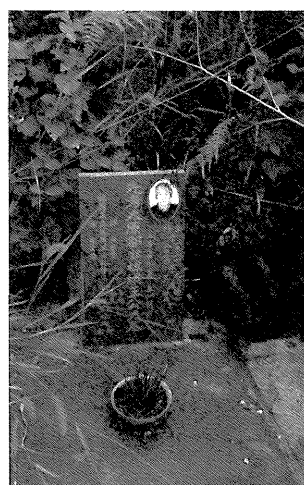


写真9 直立石版型墓碑

みを記しており、単独の死者の墓となっている（写真10）。

三 共同墓地の利用

共同墓地を利用するに際しては、その経費を鎮に支払う事になる。段の高さにより価格が決まっており、高い位置の墓は価格も高いとS氏は説明したが、墓碑の規模から見て、墓地の上段数段には簡略な様式の壁面石板型墓碑が並んでおり、中段に比較的規模の大きな椅子型墓碑が並んでいることから、中断部分の場所の方が高額と思われる。S氏によれば、裕福な者や、兄弟や子孫が多く寄付を集める事が出来る死者の遺族は高いところを買い、大きな墓碑を建てようとすると言う。2000年の共同墓地造成間もなくの段階では、経費は数十元とされていたが、今はもっと高額となっていると言う。当時は墓石の形などは自由であったと言うが、今は政府が決めた規格のものでなくてはならず、A鎮の石材店から既製品を購入する者が多い（写真11）。

墓碑を観察して注意されるのは、先にも述べた様に死者の遺影を焼き付けた楕円形の陶片を嵌め込んだ墓碑が非常に多く見られる点である。これは、夫婦を合葬する椅子型墓碑にはあまり見られないが、単独の死者を葬った直立石板型墓碑や椅子型墓碑の殆どが、碑銘上部中央か上部右側に遺影を嵌め込んでいる（写真12）。遺影を墓碑に飾る傾向は、後に報告するB村の共同墓地でも顕著であるが、B村においては、夫婦の合葬墓においても、それぞれの遺影が嵌め込まれている例が見られる点で違いを示す。T氏によると、墓石に写真を貼るのは、A鎮では2000年頃に始まったとされる。T氏は、墓碑の写真について「これは新しい芸術である。私は良いことだと思う。死者の笑顔が何時までも残るから」と感想を語った。ただし、写真を貼るのを嫌がる者もいるとも語り、A鎮のすべての住民に遺影を墓碑に残すことが受け入れられている訳ではない。

今回の調査では、古鎮より2 km程離れた農村部に居住する風



写真10 壁面石板型墓碑



写真11 石材店の墓碑



写真12 墓碑の遺影

水師のR氏に聞き書きを行った。R氏は30歳以降に書籍から風水の知識を得た後、1966年から1976年の間、文化大革命で風水を観る事も禁じられた以外はA鎮の葬礼に関わって来たが、共同墓地の造成に関わる土地選定への関与は確認出来なかった。以下は、R氏による墓地の風水判断についての説明である。「風水の良いところとは、人が座している姿の様なものであり、気持ちが良い所である。墓や家を造る際に風水を観た。墓を作る際には、地墓（風水で選ばれた良い土地の墓）、地（その土地が本来持つ良い素質）、風水（祖先が伝える香火）の三種が重要であり、現在でもこれに留意して風水を観ている。また、死者や家族の生肖（干支）、星宿、五刑（五行）も観なければならない。更に、死者の死んだ月の干支、日の干支も重要である。死者のみならず家族全体を観なければならない。墓を選ぶ事を選墓と称するが、墓は視野が平坦な処で、墓の前に高い建物や大きな道、火を使う様な場所が無い様にする。火葬前に選んだ自分の家の墓地は、墓を中心として向かって右側が高い山で青龍、左側が低い山で白虎となっている。右が高くあっては良くない。自宅も自分で風水を観て建てたものである。風水を観る時間は決まてはいないが、裕福な者は何年も掛けて風水を確かめさせる場合もある。葬礼にも参加し、棺桶を納める方位などを指示する。特に棺桶の位置は重要で、棺桶に向かって右の部分が左より高くなる様にすると、長男の運が良くなり、家族、一族全体の運気を高める事が出来る。」

火葬受容後の葬礼においても風水師の関与は継続されている。ただし、共同墓地の場合は、個別の墓と異なり、場所が決まっているので、それぞれの区画の利用に際して風水を改めて確認する必要はないとされる。

最後に、話者の共同墓地に対する意識について紹介しておく。T氏は、A鎮の墓について、「観光化が進んでも墓や祖先の祭祀のありかたはあまり変わっていない。祖先の祭祀は家や一族の歴史を維持する為に以前から決まっている事だから変わるものではない。A鎮では知られているが、外には知られていない古い墓もあり、その様な墓は、これから多くの人に知られば観光の対象にもなるかも知れない」と語り、また、共同墓地での葬礼についても肯定的である。しかしながら、旧墓地の具体的な観光資源化については進められていない状況である。A鎮を観光地化する過程では、地域の葬礼文化を展示するスペースも構想にあったと言うが、2010年度の調査では、その展示は成されていなかった。T氏に対して、S氏は共同墓地や火葬への移行については否定的である。S氏は「共同墓地は良くない。死後の墓は家の様なものである。誰でも広い所に住みたいものである。あの墓は広くない。土葬は良い。火葬では焼かれて遺体が壊れるので、中国人にとっては骨を捨てる事と同じ意味である」と語り、墓が死者の家であるとする理解や、遺骨の火葬による損壊などを憂いている。

小括

Aの火葬受容は、強制されたものであり、従来の土葬における儀礼に火葬場からの帰路が挿入され、骨灰盒を中心とした葬列が組まれるなどの再編が見られる。共同墓地に関して言えば、共同墓地における整序化した墓列は、宗族の繋がりやその中での序列を示すものではなく個別の墓が、死が生じた時系列や遺族が支払った金額に応じて配置される形式を取っている。これは、移民が多く、宗族組織を中心とした人々の結合がA鎮において殆ど確認できない事にも関連しよう。また、それぞれの墓は、死者の個性を記銘し、視覚的に残そうとする傾向を持つが、これも火葬受容と共同墓地の構築に関わって一般的に受容されたと思われる。遺体を火葬により急激に骨と成し、死者の個性を失わせる火葬という手段が葬礼の過程に強制的に挿入された事とも関わる可能性がある。

以上、本章では、A鎮の葬礼と墓制について、火葬受容・共同墓地成立との関連から報告と若干の分析を試みた。続いてB村の葬礼と墓制について、同じく火葬受容と共同墓地成立との関連から報告と考察とを行う。

註

- 1) S氏は、A鎮における山歌の継承者であり、「民間芸術山歌伝奇者」に指定されている。S氏が山歌を学んだのは子供の頃である。五人家族であったが父親は働いておらず、母親の稼ぎで生活していた。小学校も9歳の時に止め、牛の世話をし家計を助け、農業を始めた。その頃から母親に山歌を教えられ、4年間でA鎮に伝えられる山歌の多くを習得した。山歌にはA鎮の全てが歌われており、農業で徹夜する時など、山歌を歌うのが一つの楽しみであったと言う。山歌には色々な種類がある。「十八対」は、男女の掛け合いの歌であり、十八対の台詞を同じメロディーで歌う。A鎮の独特の歌い方があり、他の地方のものとは又異なると言う。二姑娘相思は、男女が互いに思い合う姿を歌う山歌である。拜年歌は、新年の挨拶として歌われる山歌で、一月から十二月までである。S氏は、浙江省の政府役人や観光客がA鎮を訪れた際に、依頼を受けて山歌を披露した事もあり、また、A鎮に幾人かの弟子も持っている。政府による山歌の評価は高いとは言えず、また、指定を受けても山歌で得られる報酬は僅かなものであるが、S氏は山歌の評価をより高める事に腐心している。現在まで28年間、A鎮の小学校で山歌の授業を担当し四年生から六年生までを教えている。また、毎年市から依頼があり、農村文化祭で小学生に十八対を歌わせている。S氏自身は市の代表として、広州で行われた古民間芸術文化祭で歌った事もある。上海万博で歌われた桃山歌もS氏が母親から伝えられた歌詞を用いて再編されたものであると言う。

第二章 B村における火葬受容と葬墓制の再編

B村は山間部に形成された農村である。同村は4地区に別れ、明朝時代の武装蜂起により多くの者達がこの地で死亡し、生き残った者達がこの村を作って来たと言えられる。かつては別の村名で呼ばれていたが、武装蜂起の際の由来からB村と呼ばれる様になったと言う。O姓とY姓という二つの宗族があり¹⁾、それぞれ祖先の牌位を祀る祠堂を有しているが、現在、O姓の祠堂の管理は宗族では行っておらず、地区の老年活動室として利用されている。調査の時点で戸数は412戸、人口1412名である。

本報告においても、まず、聞き書き、および観察によって確認できたB村の葬墓制のありかたを記述した上で、火葬受容以降の再編についての考察を行う。なお、B村での聞き書きは、主にOA氏(1933年生まれ)、OB氏(B村風水師 1918年生まれ)、OC氏(B村風水師 1955年生まれ)、KK氏(1943年生まれ)を対象として行った。

第一節 葬禮の過程と火葬の受容

B村における土葬に際しての葬禮の過程については表2として纏めた。本表は基本的に土葬時代からの伝承を中心としたものである。葬禮の過程は、基本的にA鎮における葬禮と共通する。

B村では火葬は1998年7月に始まったと言う。1997年に火葬に切り替える通達があり、また葬禮を簡略にするように指示が来た。B村の各戸には宣伝資料が配付され、テレビやラジオでもその件が宣伝され、周知された。火葬場は、公営であり、県では一個所のみ火葬場が作られ、B村でもそこで火葬を行っている。A鎮の場合と同じく、B村でも死者の遺体は自宅から火葬場へ運ばれ、火葬骨となって生前居住していた家屋に持ち帰られ、そこでの儀禮の後、共同墓地に送られる。ただし、共同墓地に骨を送る日時は風水師であるOB氏が決めるため、少ない例ではあるが火葬場から直接、共同墓地に送られた事もあると言う。

火葬場に死者が出た事を親族が連絡すると車が手配され、それで遺体を運ぶ。裕福な家では、火葬場で遺体に死化粧し告別式など儀式をしてもらうが、OA氏によれば、B村ではあまりその例はないと言う。

B村から火葬場に遺族がバスで向かうのは午前8時頃が多い。火葬場までは40kmほどあるが、早ければ午前11時頃には戻って来る事が出来る距離である。火葬を行う日時については風水師が指示する事はなく当日の受け入れの数により時間が変わり、空いている日は火葬場に到着すると直ぐに火葬となる。火葬場では、職員が蠟燭などを捧げ、火葬炉に遺体を送る。関係者は、炉が見える場所に入る事は許されていないが、OB氏の母親が21年前に死亡した時には、職員に頼み込んで炉に遺体を入れるところを見せてもらっている。火葬場での火葬には高額料金の火葬と通

常料金の火葬とがあり、高額料金の火葬の場合は親族が炉の近くまで入る事が出来る。通常の火葬で1400元程である。遺骨は骨灰盒に納められて渡されるが、通常で600～800元、高いもので数千元する。これらの費用は息子が分担する。葬礼で喪家を訪れたB村の人々からもお金を出してもらうので、その返礼に土産物を用意する。一人が死亡すると、全てを終えるまでに1万5千元から2万円かかる。OB氏の父の葬礼では2万5千元かかったと言う。

火葬場で販売している骨灰盒の大きさは高さ30センチ、幅20センチ、奥行き40センチ程の箱形である。この中に、火葬骨が全て収まっている。骨の入った骨灰盒を渡されるとその場で経文が唱えられ、火葬場の楽団が哀悼の音楽を奏でる。火葬場からバスへと移動する際も楽団が音楽を奏でる。

親族の者は骨灰盒とともに火葬場から帰る。火葬後は自宅に少なくとも七日間置いておく。家には祭壇を設け、祭壇から見て男性は左側、女性は右側に骨灰盒を置き、朝、夜の二回線香を焚く。死者の寝台に骨灰盒は置く例は確認出来ず、直接、祭壇に置く例のみ聞かれた。寝台は燃やして処分してしまう。この時、死者の顔写真も祭壇に飾る。遺骨には、蠟燭、三杯茶（砂糖水）、菓子、水菓、ビスケット、リンゴなどを供える例と、何も供えない例とが聞かれる。

以上の火葬場での遺体処理に伴う儀礼は、火葬場側で整えたものであり、骨灰盒の様式も火葬場側で規定したものである。火葬を受容しなければならなかったB村の人々は、その過程や儀礼、骨灰盒という様式を受け入れざるを得ず、特に、火葬後は、従来の木棺に納められた遺体が変わって、骨灰盒に納められた火葬骨を中心に儀礼を再編せざるを得なかった事になる²⁾。

第二節 火葬の受容と葬送の再編

B村では、火葬が始められたばかりの時には、葬礼の方法はかなり簡略化され葬列に銅鑼も四仙も無くなり、爆竹なども鳴らさなかったと言うが、KK氏によれば、長男が赤い布を掛けた骨灰盒を持って傘を差し掛けて運ぶ方法は、火葬が始まった1998年当時から行われていたとされる。OB氏が母親の葬儀を行った2001年の段階では葬列を組んで送ったと言い、その後もB村の人々は、徐々に葬送に際しての儀礼の方法などを調べて行っている。以下、火葬受容後に再編された儀礼の一部を挙げる。

一 骨灰盒の安置

家に運んだ骨灰は、祭壇の上、男性は左に、女性は右に置いたとされる。このような置き方は土葬からの影響であると言う。A鎮の例の如く、寝台の骨灰盒を置くかどうかを確認したが、置かなかったと言う。骨灰盒を床の上に直接置くのは良くないとされ、椅子の上など高いところに置

表2 B村における葬送儀式

| | 事項 | 内容 |
|-----------|--------------------|--|
| 正常死者と異常死者 | 鬼の種類 若年者の葬儀 | 死者霊を総合して鬼と称する。水死者は淹死鬼、首吊りの死者は吊死鬼、出産で死んだ者は産婦鬼と称される。いずれも不自然な死に方をした者であり鬼となる。葬礼の方法は通常と異なるところはない。陰間については、伝説の様なもので、実際に死んだ事もないから良くわからない。死者が陰間で生活できる様に、色々な紙で作った道具や銭を燃やして送るが、陰間はどの様な生活かは知らない(OA)。 8歳から11歳までの子供の死者霊は短命鬼であり、下葬として葬礼も行わず埋葬のみ行う。12歳から15歳までの死者霊も同じであり、中傷として葬礼を行わない。16歳から19歳までの死者霊は短命鬼ではあるが、長男であり葬礼には行う。下葬で葬礼を行わない場合は、遺体を山の中に遺棄する事もあった。その様な例を実際に見ている。草で編んだミノに遺体を包み家屋に捨てたり、穴を掘って埋める場合もあった。他の者には知らない様に密かに焼くものもさされる。家族にも名譽があるため、短命鬼を出した事が知られ、家屋の名譽を傷つける事を無いくらいに配慮する。親が子供を産み、育て、成人させる家庭が正常であり、育てられずに子供が死んだ家庭は親に何か問題があるのではないかと言われる事もある。短命鬼の別称としては、討債鬼という言い方もある。これは、借金取りの事であるが、親がお金を掛けて育てたにも関わらず、親の扶養など役目を果たさずその子供が早く死んでしまっている。親に対して借金が残ったままであるからとされる。短命鬼の現は生者に事故や病気を引き起こす事があるのだ、道士に超渡を行ってももう事も早い(OA)。 |
| | 一族の縁約と埋葬 | 一族には縁約があり、その縁約を守っていない者は死後その棺桶に蓋をする事が許されず埋葬も出来なかった。O姓であることを認めてもらえないと、出生地が不明扱いとなり、遺体は埋葬出来ないうまま腐敗して行く事になる。20歳前後の既婚男性が無子で死亡した場合、その財産は兄弟の息子が相続し、その墓の祭祀も引き継ぐ。その様な息子を怪子と称する(OA)。 |
| | 独身死者 | 結婚して死亡した女性性、その嫁入りした家系の祖先となる。祠堂には陣位は配らない。族譜には、昔は女性の場合は姓のみが記載されたが現在では名前も書かれている。独身で死亡した娘は族譜には記載されない。墓には姓のみが彫られ、名前には彫られない。18才以前に死亡した娘の場合は、そのまま土葬して墓石すら建てなかった場合もある。短命鬼と呼ばれる。年をとっても嫁に行かなかった女性も翁姓家系に配りかかせた事になるので墓は作らない。子孫も無く、親もその娘を先祖祭で祀る事はない。頼る者も無く、察も無く、子孫も無い。命日に祀る者も居ない死者は孤魂野鬼となる(OA)。 |
| | 死の知らせ | 人が死ぬと、警察に知らせる。これは戸籍を抜く為である(OB)。また、集落には冠婚葬祭の世話を務める女性がいるので、その女性に知らせる。O姓では、女性が(73歳)がそれを勤めている(OA)。 |
| | 遺体処理 | 遺体に着せる服を敬寿衣と称する。鞋を履かせせる。何れも綿で作られる。昔は60才になると、従福として棺桶を用意した。遺体は、お湯とタオルで洗った後、敬寿衣を着せる。遺体を洗う水は、集落外にある湖か川から汲んで来る。家の水を使ってはいけない。水を汲んだ後、硬貨を一枚、その場に置いて来る。水を買った事を示すため、硬貨は何でも良い。遺体は死者が生前用いていた寝台に、布団を下に敷いて横たえる。遺体を横たえた後、古代の銅銭を赤い紙で包んでその口に入れる。陰間で閻魔大王に会う時、お金を渡すためである(OA)。 |
| 遺体処理と入棺 | 葬礼と風水師 | 現在、風水が判る人に葬礼の風水は判定してもらっている。墓の位置や出棺の日時も風水師が判断した(OA)。土葬の際には、風水師に墓の土地を選んでもらわねば悪い影響が子孫にあるとされたい。家を破って人が死ぬなどと言われる。これを信じていない人もいるし、自分で風水を選んだ事もある。墓を選んでもある。ある風水師に墓を選んでもらう事は、別の場所を選んでもらう事もあると言(KK)。O姓族長氏も風水を観る事が出来、一族の経理を務める息子も同様である。死者、その息子、娘の出生日時などから、通夜の間を定める。風水を観るのは死者の子孫の幸運を祈るためであり、墓地の位置を決める際や、葬礼、結婚など様々な機会である。師匠の風水師から指導を受けた事はなく、16歳頃から自身で書籍を読み、風水の知識を身に付けた。10年ほど掛けた。10年ほど自分で読める様になった(OA)。 |
| | 守夜 | 通夜を守夜と称する。最短で一晩、長い場合は七晩以上の事もある。かつては短くとも三晩は行っていた。遺体には、職燭、山盛りの御飯に立てた線香、野菜で作った提灯(油に浸した水綿糸の芯に火を付ける)。鶏と豚の肉、御飯の上に干した豆腐をのせたものなどを供える。遺族が拜む願香など全て決めておく。守夜の間、毎日、長男、次男、三男の順に拝礼するが、特に、最初の守夜には、家族・親族が順に全員拝礼し、出棺の際にも拜む。絶えず泣かなくてはならない。線香も絶えず燃やさなくてはならない。燃やしている線香の火が消えそうになると、拜んで線香を新たに焚く。家族ではなく親戚の者が線香を焚く。また、夏など遺体からの臭いを防ぐために樟の木の皮を遺体の側で燃やす。入棺の前に、棺桶の蓋をいつ掛けるかを風水師に相談して決めてもらう。この時間は徹しく決められている。この時間を厳しく定めるのは未世まで子孫が繁栄するためである。また死者も次の世で人ととなる事が出来る様に願う意味もある(OA)。 |
| | 道場 | 出棺の前の晩に遺士を呼んで道場を行う事がある。道場は亡霊を超渡するために行う。遺士は3kmほど離れた集落のK氏(40歳)である。祖父の代から遺士を務めていた。息子が継ぎ、娘には伝えられない。道場を行う際に、ガチョウ、鶏、アヒルの肉から三種を選んでも供える。また万頭、糞、菓子、果物、煙草(生前喫す場合)を供える。五名の楽団が御霊を導き、囃子を吹く。遺士は鉦を振り回しながら経文を唱える。また符を燃やして駆逐邪を行う(OA)。 |

表2 つづき

| 内容 | |
|----------|--|
| 事項 | 内容 |
| 出棺と葬列 | 遺体を入棺すると出葬となる。遺体を棺に入れて、子孫が順に拝礼し、布団を遺体に掛け、風水師が決めた時間に蓋を閉めた後、時間を入れた後、息子が布団を掛ける。もう一度、蓋を閉めると二度と開けてはいけない。出棺に際しては、子孫が家の外に並び、風水師が経を唱え、楽団が鐘鐃を鳴らす。B材近くの集落では、手提げ籠の中に線香を立てる碗を立てる。棺を家を出る時に線香を立てる腕を立てる。棺は四名の八仙が担ぐ。棺の左右を長い棒で挟み、前後左右に一名ずつ付く。横棒は用いない。棺の上には赤い布を掛ける。扁担と称して、生きた餅など供物を天秤棒で運ぶ(OA)。 |
| 布団・衣類の処理 | 死者が生前に使っていた布団や衣服は全て燃やして処分する(OA)。 |
| 葬列 | 葬列は開路(旗を掲げた親族)、銅鑼を鳴らす者、棺桶を担ぐ八仙、親族と続く。旗は長男が持つ。別れ道(岔路)に葬列が差し掛かると冥紙を捨てる。これは印の様なものである。谷間や川に掛かった橋の上でも冥紙を捨てる(OA)。 |
| 埋葬 | 埋葬は斜面に横穴を掘り、そこに棺桶を横に納める。墓穴を掘るのは、部屋を建てるのと同じであり、墓を作る「左官」が穴を掘る。棺桶を墓穴に納める前に、草を墓穴で焚いて湿気を除き、虫を防ぐ。墓穴の一番奥には、死者の出生日時、死亡日時、子供や家庭の状況について記した煉瓦を赤い布で包んで納める。棺桶は、墓穴に対して真っ直ぐに入れなくてはならず、傾いてはならない。棺桶を納めた後、お茶、米、稲藁も納める。碑を立てて墓穴を塞ぐ。墓前には、祭壇を設ける。墓を作った者達には赤い布で包まれたお金である紅包を配る。(OA)。 |
| 霊屋 | 墓場では、爆竹を鳴らし、紙で作られた建物や自動車など陰間に送る死者の財産を燃やす。これを霊屋と称する。火を着けると直後に線香を立てた御飯の碗を火の前に供える。再び爆竹を鳴らし、万頭を皆に配布する(OA)。二つの箱を作っておき、夫婦の内、一人が先に死亡した際には空いた方の箱に香火を焚く。箱は竹で作られ、白や赤、金など七種類の色紙を貼る。家の楹なるものであり、これを墓に持って行き燃やす。死者の家となるものである。この家の部屋には、テレビや家財道具がある。また金色の箱には洋服や靴を入れ、これも燃やす(OB)。 |
| 祭祖 | 正月1日に家で行う先祖の祭を祭祖と言う。家で祭祖を行った後、掃墓(墓掃除)を行う。年齢が高い者から小さな子供まで、一代一代が並んで拝礼を行う。外では爆竹を鳴らし、線香を焚く。拜んだ後に皆で菓子や落花生を食べる。祖先を祀る際には女性を加わらない。正月の祭りの後には集落の人々に饅頭を配るが女性には配らない。正月には女性に墓を拜んではいけない。未婚の娘も同様である。改革開放が進んだ今日では、女性も加わる様に変化した(OA)。 |
| 墓地の祭り | 墓で祭りを行うのは、正月の祭祖の他には、①清明節、②七月半(新曆7月15日)、③冬至である。墓は家庭それぞれに在る。男性子孫は祠堂の掃除を行う。封建制には夫婦の内、妻が死亡し、夫が存命の場合、夫は妻の墓を参拜する事は無い。また、その妻の墓に後から夫が合葬される事も無い。また、跡継ぎが生まれて100年の間は女性子孫がその跡継ぎの墓を掃除しなければならない。(OA)。 |
| 清明節 | 清明節には、祖先の牌位を祀る祠堂で祭礼を行う。清明果、紙錢(冥紙、土紙)、饅頭を供える。紙錢は中国の古代のお金である元宝の形を表す。金紙や銅紙を折って作る。紙錢は墓前で燃やす。燃やす数は決まっていないが、裕福な者は100枚は燃やす。夫婦の墓ならば、それぞれの墓前で燃やす。冬至と七月半も同様である。墓前で祭礼を行った後、石や土を墓の前に置いて、「温かさ」を与え、子孫が配った証としてする。土葬であれば火葬であれ行う。七月半には特製の米糕を供える(OA)。 |
| 女性と祠堂の祭礼 | O姓の嫁になる女性も、その出自が明確な者でなくてはならない。女性は婚姻後もO姓ではなく姓は変えない。祠堂で祀る先祖は全てのO姓の先祖である。祠堂は宗家男性が中心となって祭礼する。祠堂の祭礼には女性を加わらない。墓参りの時には拜んでも良い。O姓の子孫は集落の外で働いている者が多いが、祠堂での祭礼の祭には必ず帰る。妻が死亡した為、男性が再婚する場合、再婚相手の女性、その地位が前妻より高くなってはならない。息子をもうけた後、夫が亡くなった妻が再婚する場合には族譜から外す。夫が死亡した後も再婚しない女性には族譜に書かれたまま姓を残され、貞淑であると美称が与えられる(OA)。 |

き、祭壇に向かって骨灰盒の高い面が向けられる。これも土葬で死者の頭を祭壇に向けるのと同じであると言う。祭壇には、蠟燭、線香、紙銭、果物、砂糖水などを供え、墓に送る日には三杯茶を供える。死者と家族のパーツで墓に遷す日が決まるので、死ぬと直ぐに風水師に観てもらい日時を決める。

二 葬列の再編

OB氏によれば、家から墓場へと向かう葬列は基本的には土葬の時と同じであるとされ、列の出立から墓に骨灰盒を納めるまでを登位と称する。遺族は白い斗、巾を被り、白い服を着る。遺骨と煉瓦にはそれぞれ傘を差し掛けるが、遺骨は死者の長男が運び、地契は長女の夫が運ぶ。いずれもそれぞれ傘をさす。葬列は、葬列を導いて路を開く分路標（寿服を纏い黄色の小さな紙を巻き、死者のものとなった事を示す竿を持つ）、骨灰盒を運ぶ長男、銅鑼（楽団）、息子、娘、従兄弟、孫、五名の道士と続く。地契は、葬列の前に出発する。分路標は、現在、葬列の道々で一角の銭を撒いたりするが、以前はこれは行っていなかった。

三 旋棺の変化

土葬の際には、墓を作る時間をとる事が必要であったため、集落の中や出口で棺桶を止めて、その周りを葬列が回る旋棺を行っていた（話者は「旋棺林」と表現）。村の出入り口などで、椅子の上などに棺桶を安置し、右回りに三回半、左回りに三回半、計七回（OB氏によれば、時計回りに三回、反時計回りに三回、計六回）棺桶の周りを葬列が廻る。1998年の段階でも、骨灰盒を対象に旋棺を行った。火葬になった後には、骨灰盒を椅子の上に置いて、その周囲を廻る形となった。KK氏によれば、その際、骨灰盒の高い面が集落の方向を、低い面が集落の外方向を向く様に置くと言う。土葬の際には、棺桶の高い面を集落の外方向に、低い方を集落方向に向けていた。土葬の際には、家から棺桶を出す際に、頭の方（棺桶の高い側）から先に出す。これは頭の方が重くて運びにくいから、重さを支えられる様に前にする。土葬時の旋棺では村境でもこれに習っていたが、火葬になって高い面を集落に向ける様になったのは、その面に飾りがあって綺麗だからとされる。特に風水師などに相談する事もなく、その方が綺麗だからその場に置く事にしたと言う。

第三節 風水師と火葬

一 風水師による時間の指示

B村において、風水師は墓地選定や土葬の過程に深く関わっていたが、火葬を受容した後も風水師による指示は継続された。人が死ぬと必ず風水師に連絡を入れるが、これは墓へ送る日を決めるためでもある。土葬の際は、遺体を棺桶に納める時間、出棺の時間、墓を作る時間、墓に棺桶を納める時間を、火葬の場合は、遺体を火葬場へ送る日、墓を作る時間、骨灰盒を家に運び入れる時間、家から墓へ出立する時間、墓に骨灰盒を入れる時間を風水師は風水に応じて決める。

先に述べた様に、火葬では遺体を家から火葬場へと運ぶ必要がある。遺体を火葬場へと送る時間についても、風水師が決めて、時間通りに迎えの車が来るように火葬場に連絡するのが良い方法であると考えられているが、しかしながら火葬場側が風水師の指示する時刻に出棺や火葬にふす時刻を合わせる事はなく、これは火葬場の都合で決められている。出来れば風水師の決めた時間が良いが、急がせて事故があっても良くないので無理は言わないと言う。ただし、風水師が、火葬場への遺体の運び出しを例えば2時と指定していたならば、その時間に遺体を少しでも動かして、遺体を運び出した事にするなど、風水師の指示に形式的に合わせる行為が加えられている。また、遺体を出す日が、家族のパーティーや死者のパーティーにより翌日や翌々日に風水師から指定される事もあるが、その場合は遺体が腐敗しないように保存する保冷庫が火葬場から準備され、その日まで待つ事は出来る。この場合も炉を運用するスケジュールがあるため、時間の指定は出来ない。火葬場で遺骨を受け取る時間についても、風水師に観てもらっても実際に指定は出来ないで、指示を受ける事はないと言う。

二 地契と風水師

墓を買った事を示す契約書が地契である。土葬の際には改葬のため墓を壊す事もあり、長く墓の中に残る契約書が必要であった。売り手と買い手の間で取り交わす紙に記した売買契約書ではなく、風水師が死者の出産、死亡の時間などを見て吉日を判断し、その日時に煉瓦へ死者の氏名、住所、出生・死亡日時、墓を購入した証明などを墨で書き、鴨の卵白を塗って乾かしたものを墓に納める(写真13はB村の風水氏が筆記している地契の手本)。煉瓦を用意するのは喪家の者であるが、近年では、地契は、墓石と同じ石で作る場合もある。煉瓦の地契に文字を書くのは風水師である。風水師の自宅で書いて、遺族が受け取りに来るか、風水師を喪家に呼んで、遺骨を置いてある部屋で書いてもらう。男性は「天」であり、煉瓦に右回りに丸く字を書いて行く。女性は「地」であり、上から下へ、下から上へと縦に文字を書いて行く。筆を用いて墨で書く。彫り

込むものではない。文字を書いた後は、鴨の卵の白身を、線香を刷毛の様に用いて塗る。風水師が煉瓦に文字を書くのは、墓に遺骨を送る日の前である。入れる前には作っておくが、特にその時間などは決まっていない。吉日に地契を風水師が作ると、死者の部屋の床に墓石とともに置いておく。

土葬が行われていた時には、地契は白布で包んで墓穴の奥に納め、その手前に棺桶を納めた。葬列では、死者の長女の夫が白布で包んで捧げ持ち、直射日光が当たらないように傘を差し掛け、行列の最後尾を歩いた。遺骨も同じであるが、死者の所有物も陽光にあててはならない。

火葬の受容後も煉瓦で地契を作る事が行われている。地契は火葬場には運ばず、家から墓へと親族の一人（遺骨は長男が運ぶため、次男以下）が傘を差し掛けて運ぶ。

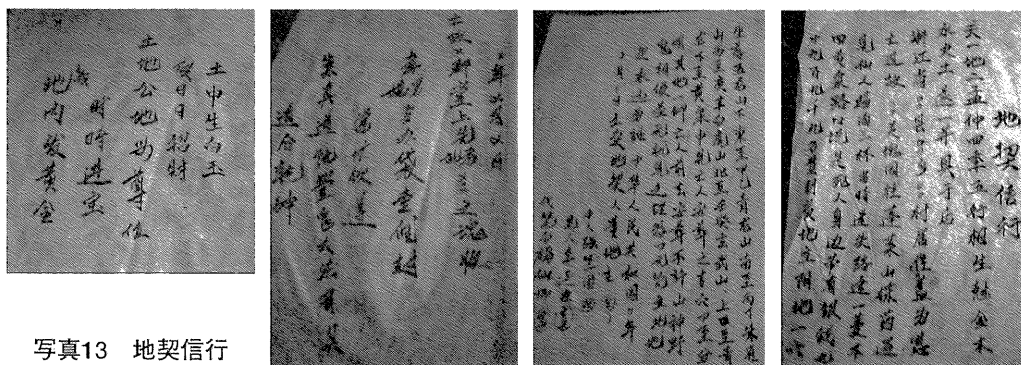


写真13 地契信行

墓所で、墓穴に地契を納める際に、風水師がその位置を指示する事は今では行っていない。OB氏によれば、土葬においては、地契の文字を記した面が遺体側に向く様に墓穴の奥に入れ、その前に遺体の頭が向く様に棺桶を納める。火葬では、骨灰盒が墓に着くと、左官が地契をまず墓穴に入れ、ついで長男から骨灰盒を受け取って納骨する。墓穴には、地契をはめ込む穴が事前に設けてあるものと、そうでないものがあり、穴が無い場合には地契は倒れる事のない様に、奥の壁に立て掛ける。地契には、その四隅に東西南北が書いてあり、これを実際の東西南北の方位に合わせる。素人が入れても良いが、本来は風水師の仕事であると言う。火葬になった当初は、地契の下に黄紙を敷いたと言う。

三 納骨と分金

墓穴に骨灰盒を納める位置を定める事を分金と称する。墓は天干であり、骨灰盒は地支であり、死者の干支には関係しないと言う。登位の際に分金を行うが共同墓地の場合は風水的に良い位置にある上に、墓の天干が全て同じであるから、分金も同じとなる。土葬の際には、墓は位置がそ

れぞれ異なっていたため、その中に納める棺桶の分金も慎重に行った。棺桶には中心を示す線が蓋に引いてありその上に羅針盤を置いて方位を定める。入棺の際にも、長男が遺体の頭を支え、四仙が両手・両足を支えて棺桶にまっすぐに入れ、曲がらない様に気をつける。入棺の時間は、死者の年齢、生年月日と誕生時間で決める。火葬に用いる骨灰盒の上にも十字の線があり、羅針盤を置いて方位を確かめる事が出来る様になっている。骨灰盒の中の遺骨は灰になっているので、遺体のように並べられておらず、一度納められた遺骨を開けて確かめる事もしない。遺灰盒は、両端に高さの差が付けられており後ろ（墓穴に納める際に奥に向けられる面）が高くなっている。これは、1998年当時からこの様な形だったとされる。木棺の場合も遺体の頭が納められる方向が高くなっており、OC氏からは、「これは古代の家の形に似ている。墓も家も同じものである」との説明が聞かれた。

小括

以上、B村における火葬受容後の葬礼や墓制の変化についての話者の語りを報告した。要約するならば、以下の特徴をあげ得よう。

火葬受容の当初は、葬送儀礼は非常に簡略化されたが、それから12年ほどを経た2010年現在では、多くの儀礼的行為が骨灰盒を中心として再編されている。火葬の受容により木棺に代わるものとして骨灰を納めた骨灰盒が火葬後の儀礼の中心となるのは自然の事であるが、骨灰盒を火葬場よりそのまま墓地に運んで埋葬するのではなく、家へと持ち帰り祭壇に安置する行為がA鎮と同じく行われている。しかしながら、骨灰盒を一旦寝台に置く過程は確認出来ず、この点はA鎮の葬礼と異なる。骨灰盒は、木棺を小型化したものと意識されており、死者の遺骨が納まる家屋とも考えられている。墓へ骨灰盒を運ぶ途中で行われる旋棺では、土葬当時は木棺に納められた遺体の頭の方向が意識され、集落に対して木棺を置く位置が定められた。火葬後は骨灰盒の中の遺骨は元の遺体の形状に即した納め方が成されてはいないが、骨灰盒の形状から木棺の際の置き方に対応させて旋棺を行っている。墓への納骨に際しても、木棺を埋納する際の方位性と対応する形で骨灰盒は墓穴に納められ、分金が行われる。

火葬受容後においても風水師は葬礼に関与している。共同墓地に骨を埋納するため、墓地選定を行う必要はなくなっているが、遺体を火葬場に運ぶ時間や、遺骨を墓に納める時間などを決定している。また、墓地を死者が利用する権利を示す地契の習俗は火葬になっても継続されており、その制作には風水師が関与している。

さて、火葬受容に際しては、共同墓地が造成され、死者の遺骨はすべて共同墓地に納骨される事となった。本章の最後に、B村の共同墓地について報告を行うとともに、若干の分析を試みる。

第五節 共同墓地の墓碑に見る墓地利用の変化

一 B村の共同墓地

B村の共同墓地は東西二箇所にある。同村の場合もA鎮と同じく、共同墓地の造成とそこへの納骨は政府の命令による。かつては山に個別の墓を建てていたが、今では全ての死者の骨を公的な墓に納める様定められている。

西の墓地は、火葬となった1998年以前に造成されたと言う。東の墓地は、墓碑の記銘から確認すると2002年3月に利用が始まっている。西の墓地が一杯になってしまったため、政府によって東の墓地が造成された。東の墓地は、集落から東側方向へ約0.5km離れた標高150m程の山稜南側傾斜面を造成したものである。この場所に近接して、規模が大きく煉瓦で傾斜面に壁面を形作った墓が散在しており（写真14）、共同墓地の造成以前からこの場所が墓地として用いられていた事が伺われる。

A鎮の共同墓地の地形とは異なり、この場所は急峻な階段状ではなく、なだらかであり、特に大型の墓碑が集中して並ぶ、共同墓地東側区画（ここではこの区画をA区画とする）では墓碑も比較的ゆとりをもって並んでおり、一部分はランダムに墓碑を配した印象を受ける。壁面に墓穴を穿つ形の墓よりも、地面に比較的大型の廟型の墓碑を建てている例が多い。その大型墓碑が並ぶ区画の西側斜面の柵状の造成区画（この区画をB区画とする）には、コンクリートで固めた地面に箱型の小型の墓碑を立てた例や、あるいは石板状の墓碑を直接地面に埋め込んでいる例が多い。B区画の共同墓地は、傾斜面を階段状に造成し、その壁面に一定間隔で墓穴を穿ち、その前に墓碑を建てているA鎮の共同墓地とは異なる。墓地の一区画を利用するには300元以上を政府に支払う必要があり、これには墓碑などを作る費用は含まれてはいない。

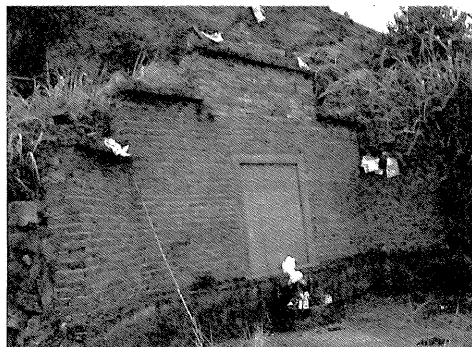


写真14 共同墓地近くの古い墓

OB氏の説明では、B村の東側の共同墓地は一人用の墓地、西側の墓地は二人用の墓地として利用されると言うが、実際に東側の墓地を観察したところでは、一人用の区画も見られるが、夫婦合葬の墓碑もあり、厳密にその様に区分されている訳ではない様である。土葬で夫婦合葬の場合は、墓を二つに別けて、夫婦の内男性が死ぬと墓から見て左側に夫、右側に妻を埋葬すると言う。妻が先に死亡した場合、夫が死なない限り、そこに墓碑を立てないとされる。観察では、夫が先に死亡している場合は、妻の名が入る部分の墓碑の文字を刻印しないままにしたり、赤字で

描いたりして区別している。

墓碑などは個人個人が購入する。B村ではなく、火葬場に隣接して墓碑を加工販売する店があるのでそこに依頼する。事前に依頼をしておくと、遺体を運んでいる間に加工を始め、火葬が終わる時には、既に彫り上がっている。現在はコンピューターで文字を加工するので非常に早く、極端に言えば遺骨とともに墓石を持って帰る事も出来る。墓碑は600元から1000元程で用いる材料や大きさが異なる。

共同墓地を造成する際の場所の選定は、OC風水師が行っている。1997年に火葬に切り替える通達があり、1998年の3月頃に共同墓地の場所を造成した。三ヶ所ほど風水が良い土地をOC氏を選んだ。いずれの土地も個人の所有であったが、土地の所有者と里が交渉して二番目に良い土地を購入したと言う。費用は里が負担した。以下は、OC氏による墓地選定の説明である。

「B村の共同墓地を選定するには、私が里の担当者の依頼を受けて風水を観た。家を選ぶように墓も選ぶ。家を造ることが出来れば、墓も造れる。共同墓地は広く、その内は多くの区画に別れるが何れも風水的に良い場所である。陽間是一片、陰間は一間という言葉がある。墓には全体に大きな面積が必要であり、そういう所が人の住む場所のように風水が良いものである。その中から一つ一つの場所を選ぶのが良い。墓地に遺骨を納める日時も私が風水を観て決めている。本来は、墓地の風水によって納める日時も変わって来るのだが、共同墓地は地形も決まっているので、どの区画に納められるかにかかわらず墓地そのものを観る必要は無い。納める日を死者の干支などにより判断する」

二 墓碑の様式

続いて、実際に観察が出来たB村東側共同墓地の墓碑の形態を整理する。なお以下の墓碑名称は、あくまで墓碑分類を行うための作業上の仮称である。

①.廟型墓碑 緩やかな傾斜面に大型の廟状の墓碑を建てている形(写真15)。墓碑の前には、寿・福の文字を刻んだ石板が置かれている。墓碑の背後は、コンクリートで形成された低い壁面となっているが、墓穴は墓碑の下に設けられているものと思われる。規模が大きく、墓によっては広い面積を専有している。夫婦が合葬されているものと、単独の死者を葬ったものがある。また、夫婦を合葬する予定ではあるが、妻が生きており、その



写真15 廟型墓碑

名前を彫るスペースを空けているものや、あるいは死者の名は黄色、生者の名を赤とし、生者の名の上に紙を貼って隠しているものなどがある。ここでは仮にこの形状の墓碑を廟型墓碑とする。

②.箱型墓碑 緩やかな傾斜をコンクリートで固め、そこに石板を組んだ箱状の墓碑を置き、上面に墓誌を刻んだもの（写真16）。この形の墓碑はすべてが同一形状ではなく、飾りや遺影を嵌め込む場所に若干の違いが見られる。この墓碑には、単独の死者の墓であるものと、夫婦の名を死者と生者とで黄色と赤色に色を違えて彫っているものが見られる。この場合も墓穴は墓碑の下に設けられているものと思われる。この形状の墓碑は、①の廟型墓碑とは区別された墓地区画内に一列に並んで設けられている。ここでは仮にこの形状の墓石を箱型墓碑とする。



写真16 箱型墓碑



写真17 平置石板型墓碑

③.平置石板型墓碑 ②と同じく地面をコンクリートで固め、その上に墓碑として石板を平置きしたもの（写真17）。②より更に簡略な印象を受ける。単独の死者の墓であるものが殆どであり、また、キリスト教信者である事を十字架の線刻などで示しているものが1例のみある。この形状の墓碑も、①とは区別された区画に設けられている。ここでは仮に、この形状の墓碑を平置石板型墓碑とする。

B村の共同墓地の墓碑は大きく以上の形態に整理できる。

三 墓碑に見る共同墓地利用の変化

ここでB村共同墓地の墓地概要を表3として整理を試みる。短時間の墓地調査しかかなかつたため、視認し撮影できた墓碑は、土葬時代の墓を除いて32基である。先にも述べた如く、共同墓地区画は、旧土葬墓地に接し比較的大型の廟型墓碑が建ち並ぶA区画と、小型の箱型墓碑や平置石板型墓碑があるB区画に大きく分かれる。

ここで、各々の墓に祀られている死者について墓碑への記銘から若干の分類を試みると、①.個人名のみ記銘、②.夫婦それぞれの記銘に大別され、更に夫婦の記銘は、②-1.夫の生年、死亡年月日・時間のみ彫られ、妻については生年月日・時間のみ彫られているものと、②-2.夫と妻双

表3 B村共同墓地における墓碑様式

| 番号 | 墓碑の形状 | 区画 | 祀られる者(性別: 男性生存△・死亡▲、女性生存○・死亡●および享年) | | | | 死亡年月日 | 遺影 | 葬具および供物(視認したもののみ記載) | | | | | | | 備考 | |
|----|-------|----|-------------------------------------|-------------------|--------|--------|----------------------|----|---------------------|---|----|----|--------|----|---|----|----------------|
| | | | 個人記銘のみ | | 夫婦記銘あり | | | | 靴 | 花 | 線香 | 菓子 | 酒瓶(花立) | 煉瓦 | 杖 | | |
| | | | 夫死▲妻生○ | 夫生△妻死● | 夫死▲妻死● | 夫死▲妻死▲ | | | | | | | | | | | |
| 1 | ① | A | | | | | 2005年乙酉月 2003年癸未月 | ○ | × | ○ | × | × | × | ○ | ○ | × | 夫婦各々に杖 |
| 2 | ① | A | | | | | 2005年12月 2007年10月 | × | × | ○ | × | × | × | × | × | × | |
| 3 | ① | A | ●(女性81歳) | | | | 2005年5月 | × | × | ○ | × | × | × | × | × | × | |
| 4 | ① | A | ▲(男性68歳) | | | | 2005年11月 | × | × | ○ | × | × | × | × | × | × | |
| 5 | ① | A | ●(女性41歳) | | | | 2004年10月 | × | × | ○ | × | × | × | ○ | × | × | |
| 6 | ① | A | | ▲(男性76歳) ○(存命) | | | 2005年5月 | × | × | ○ | × | × | × | ○ | ○ | ○ | 茶器 |
| 7 | ① | A | (不明) | | | | 不明 | × | × | ○ | × | × | × | × | × | × | 厨子ではなく石碑を立てた形骸 |
| 8 | ① | A | | ▲(男性66歳) ○(存命) | | | 2002年6月 | × | × | ○ | × | × | × | × | × | × | |
| 9 | ① | A | | | | | 2009年10月 2002年7月 | × | × | ○ | × | × | × | × | × | × | |
| 10 | ① | A | ●(女性80歳) | | | | 2002年10月 | × | × | ○ | × | × | × | × | × | × | 蜜柑あり |
| 11 | ① | A | ▲(男性26歳) | | | | 2002年10月 | ○ | × | ○ | × | × | × | ○ | ○ | × | |
| 12 | ① | A | ▲(男性82歳) | | | | 2002年11月 | ○ | × | ○ | × | × | × | ○ | ○ | × | |
| 13 | ① | A | | ▲(男性70歳) ○(存命) | | | 2002年3月 | × | × | × | × | × | × | × | × | × | |
| 14 | ③ | B | | ▲(男性85歳) ○(存命) | | | 2008年1月 | ○ | × | ○ | × | × | × | × | × | × | |
| 15 | ③ | B | | ▲(男性91歳) ○(存命) | | | 2008年3月 | ○ | ○ | ○ | × | × | × | ○ | ○ | × | |
| 16 | ③ | B | | ▲(男性91歳) ○(存命) | | | 2008年5月 | × | ○ | ○ | × | × | × | × | × | × | |
| 17 | ② | B | ●(女性33歳) | | | | 2009年1月 | ○ | × | ○ | × | × | × | ○ | ○ | × | |
| 18 | ③ | B | ●(女性91歳) | | | | 2008年12月 | × | × | ○ | × | × | × | ○ | ○ | × | 線香を5個の泥団子に立てる |

表3 つづき

| 番号 | 墓碑の形状 | 区画 | 祀られる者(性別:男性生存△・死亡▲、女性生存○・死亡●および享年) | | 死亡年月日 | 遺影 | 祭具および供物(視認したもののみ記載) | | | | | | | 備考 | |
|----|-------|----|------------------------------------|-------------------|----------|----|---------------------|---|---|----|----|--------|-------|----|----------|
| | | | 個人記録のみ | 夫婦記録あり | | | 冥紙 | 靴 | 花 | 線香 | 菓子 | 酒瓶(花立) | 楳瓦 | | 杖 |
| 19 | ③ | B | ●(女性96歳) | | 2008年11月 | × | ○ | × | × | × | × | × | ○(4個) | × | |
| 20 | ③ | B | ●(女性91歳) | | 2008年9月 | × | × | × | × | × | × | × | × | × | 記銘を塗りつぶす |
| 21 | ③ | B | ?(不明78歳) | | 2008年11月 | × | ○ | × | × | × | × | × | × | × | 基督信徒 |
| 22 | ③ | B | ●(女性70歳) | | 2008年6月 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | 杉枝あり |
| 23 | ③ | B | ●(女性90歳) | | 2008年1月 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | |
| 24 | ③ | B | ●(女性85歳) | | 2008年8月 | × | ○ | × | × | × | × | × | × | × | |
| 25 | ② | B | ●(女性83歳) | | 2009年9月 | ○ | ○ | × | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | 竹棒に翁 |
| 26 | ② | B | ▲(男性83歳) | | 2009年3月 | ○ | ○ | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 27 | ② | B | | ▲(男性) ○(存命) | 2009年11月 | ○ | × | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | × | |
| 28 | ② | B | ▲(男性83歳) | | 2009年12月 | ○ | ○ | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | × | |
| 29 | ② | B | | ▲(男性88歳) ○(存命) | 2010年10月 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | |
| 30 | ② | B | ●(女性) | | 2010年10月 | ○ | ○ | × | × | ○ | ○ | × | × | × | 赤布 |
| 31 | ③ | B | ▲(男性82歳) | | 2010年1月 | ○ | ○ | × | × | ○ | ○ | × | × | × | 赤布、赤糸 |
| 32 | ② | B | | ▲(男性79歳) ○(存命) | 2009年 | ○ | ○ | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | × | 後に竹棒多数 |

方の生年、死亡年月日・時間が彫られているものに大別される。この内②-1.は、夫が先に死亡し、その妻が死亡した際に同じ墓へ合葬する事を予定しているものと考えられ、②-2.は既に合葬を終えたもの（あるいは墓地を作った段階で夫婦とも死亡していたもの）と考えられる。これに対して、妻が先に死亡し、存命している夫の名が併記された墓碑銘は一つも確認出来ない。これは、妻が先に入った墓に後から夫が入る事はあまりないとするB村の話者の説明と合致している（ただし、1番の墓は妻が2003年に死亡した後、夫が2005年に死亡、9番の墓は妻が2002年に死亡した後、夫が2009年に死亡しているの、移葬を行っていないとするならば妻が先に墓に入った事となるが、夫の死亡時点で墓碑を建てた可能性もある）。

まず、個人名のみ記銘は20例であり、確認出来た墓碑の62.5%に見られる。この内、性別不明分2例を除く18例の内、12例、66.7%が女性名である。対して、夫婦の記銘があるものは、12例、全体の37.5%であり、個人名の記銘の方が倍近く多い。更に、後者の内、夫の死亡年のみあるものは9例（判読不可の1例を含む）で、全体の28%、夫婦双方の死亡年があるものは3例で、全体の9%あまりとなる。

ここで墓地区画A、Bとの対応を見るならば、大型の廟型墓碑のみが並ぶA区画に位置する13例の内、個人名のみ記銘は7例、夫のみ死亡年のあるものは3例、夫婦とも死亡年のあるものは3例となり、夫婦とも死亡年のある墓碑はこのA区画に全例が位置する。

小型の墓が並ぶB区画は、全19例の内、13例、約68%が個人名の記銘である。更に13例の内、性別不明分1例を除き9例約69%が女性名である。全19例の内6例、約32%は夫のみ死亡、妻は合葬予定の夫婦墓となる。墓の建立年を整理してみると、A区画では、最も古い記銘が2002年3月（13番）であり、最も新しい記銘が2009年10月（9番）である。2007年と2009年の記銘であるが、これは夫婦の合葬が行われた際に彫られたものと思われる。いずれも先に死亡した配偶者の古い死亡年が彫られており、先に夫婦の何れかが死亡した段階で墓が建てられた可能性が高い。以上の推測に従えば、2002年に建てられた墓は6例、2003年1例（前述の様に2005年建立の可能性もある）、2004年1例、2005年4例であり、この墓地における墓の建立が2002年を皮切りに2005年まで行われた事が判る。また2005年以降は、後に死亡した夫婦の片方の合葬は行われたが、新たな墓碑の建立は無かった可能性が高い事になる（9番については2005年以降の可能性を残す）。これは、A区画がこの時点で多数の大規模な墓碑の建立によってかなり狭隘となったためであると思われる。

同様にB区画について整理して見ると、最も古い記銘が2008年1月であり、新しいもので2010年10月である。夫婦を合葬済みの墓はこの区画には無いので記銘通りに整理するならば、2008年に建てられた墓碑は10例、2009年6例、2010年3例となり、この区画が2008年から現在に掛けて利用されている新しい区画であることが判る。全体を通して見ると2006年と2007年のものが極めて少ない事が気に掛かるが、これが、B村の今ひとつの共同墓地の利用に関わるものか、それぞ

れの年の実際の死亡数の増減と関わるのかは現状では不明である。

続いて、墓碑の様式を数値で表すならば、A区画は、13例すべてが大規模な廟型墓碑である（ただし内1例のみやや簡略な様式となっている）、対してB区画には、廟型墓碑に当てはまるものは無く、小規模な箱型墓碑が8例、平置石板型墓碑が11例となっている。それぞれの形態と個人名記銘、夫婦記銘との対応は特に見出せないが、2008年中に建立された墓は全て平置石板型墓碑のものであり、2009年以降のものは、1例を除いて箱型墓碑である。B村の話者は、政府から大規模な墓碑を建立する事を禁ずる通達があったと語っており、A区画に見られる大規模な廟型墓碑が、新たに用いられているB区画に全く見られない事はそれとの対応を示すとも考えられる。2008年中の墓碑形状と2009年以降の墓碑形状の差異も、通達により墓碑形状を極めて簡略化した平置石板型墓碑から、若干の装飾を伴った箱型墓碑への移行が生じているものと思われる。

更に、墓碑に嵌め込まれた死者の遺影に注目して見るならば、これもA区画とB区画とで顕著な差が現れる。A区画においては、遺影を用いた墓碑は、13例中3例である。2002年に2例、2003年に1例（夫婦合葬）であるが、全体数に対してその比率は少なく、2002年当時は、まだ一般的ではなかった可能性がある。対してB区画においては、遺影を用いた墓碑が増え19例中13例が該当し、2009年以降の墓碑は全て遺影を用いている。またこの墓碑形式は全て②の箱型墓碑であり、墓石業者からの規格化された様式の提案により、それまでの選択的に行われていた遺影の利用が一挙に一般化した可能性も考えられる。

OB氏によれば、遺影を墓碑に嵌め込むのは近年の傾向であるが、これは、火葬場や政府からの勧めではなく1998年当時も僅かにあったと言う。生前撮影していた写真から良いものを選んで持って行き、墓碑を彫る際に依頼している。死者の遺影が墓碑にあると、子孫がその墓が自分の家系の墓である事が一目で判り、また、その死者の生前の人となりを知らない子孫に、その顔立ちを教える事が出来るなど、肯定的な意見が聞かれる。

墓に供えられた葬具や供物についても現認出来たものを表上に纏めた。蠟燭や線香などは、その殆どが燃え尽きたと考えられ、また風雨に晒されて葬具も散逸したものが多いと思われる統計的な分析は難しいと思われる。あくまで印象程度の記述となるが、冥紙を石や煉瓦で飛ばないように押さえて置いている墓は新しいものにも多く、また、葬礼の際に遺族が脱ぎ捨てたと思われる靴や、死者が使う為の供えたとと思われる杖などが見られる。また、線香を五個の土団子それぞれに一本宛突き立てて供えている墓がある（18番）。

小括

以上、B村の共同墓地について報告した。墓碑から判断される共同墓地の変遷について整理するならば以下の様になろう。

B村の共同墓地では2002年から東側共同墓地A区画における廟型墓碑による火葬骨を伴う埋納が行われはじめた。新たな墓碑の建立は2005年まで継続し、2007年、2009年の死者もA区画の墓碑に合葬された。2008年からはB区画における、小規模な平置石板型墓碑による埋納に移行した。A区画からB区画への移行については、A区画墓地の狭隘化が基本的にあると思われるが、墓碑の小型化については政府による葬礼簡素化に関わる通達と、墓石業者による墓石の規格化の影響が考えられる。2009年以降はB区画における、小規模な箱型墓碑による埋納が一般化した。

墓碑への遺影の嵌め込みは、A区画の廟型墓碑の一部でも行われていたが、2008年に数が増加し、更に一般化したのは、2009年移行の箱型墓碑となってからである。これは、墓石業者による遺影加工技術の発達や、規格化された箱型墓石の販売に関わる可能性がある。

墓碑から見る限り、夫婦を合葬する場合には夫が先に納骨された墓碑に、妻が納骨される傾向が見られ、これは男性を優位とする儒教的な原理に関わると考えられる。このため、夫のみが先に納骨され、妻の納骨がまだ行われていない墓碑は散見されるのに対し、妻のみが納骨されて夫の納骨がまだ行われていない墓碑は見られない。個人名のみ墓は女性名のもが多く、これは女性を先に夫婦合葬墓に納め得ない事に関わる可能性もある。

註

- 1) O姓は元、建徳市C鎮から宋代に移住してきた青山O氏であり、周昭王の後は青山公之派であるとされる。かつては10戸ほどであったが、今は40戸以上に増加している。一番古いO姓の家はOB家で、現在五代目である。移住して来た初代が、老大、老二、老三、老四の四名の息子をもうけ、そこから一族が増え、大きな姓となっていった。正月になると、O姓の子孫は祠堂に集まり、爆竹を鳴らして揃って先祖を祀った。家々にも、先祖の牌位が祀られていたが、文化大革命の折りにすべて焼却された。祠堂の牌位や族譜は燃やされずに済んだため、今でも残されているが、現在、祠堂は管理組合で管理されているため、残された牌位もO姓が自由に出来るものではなくなっている。かつては族長が祠堂を管理した。祖先から貰う字を字輩と言うが、O姓では、始祖以降、それぞれの世代に応じて祖先から受け継いだ頭字輩が全て決まっている。本来は、字によって名前を採るが、今は必ずしも用いられていない。O姓の字輩は以下の様に定められている。頭字輩（この地に移住した初代。建徳市には30代以上居住していた）、達字輩、恒字輩、光字輩、裕字輩（OB氏の代）、中字輩（OA氏の代）、和字輩（息子の代）、履字輩（孫の代）、吉字輩（曾孫の代）、祥字輩の順となる（OA）。
- 2) OB氏によれば、火葬を行う事でかなりの経費負担が遺族に必要とされる様になったため、貧しい家では、骨灰盒も買わず、白布で遺骨を包み持って帰る場合もあったと言う。

おわりに

A鎮、B村とも火葬の受容、および共同墓地への火葬骨の埋納は政府による強制的なものであり、地域住民は否応なく土葬から火葬へ、個々の墓地から共同墓地へという葬墓制の再編を迫られた。火葬は、火葬場利用の経費や、共同墓地区画購入の経費など新たな負担を必要とするものでもあった。葬礼には、家から火葬場へ遺体を運び、火葬後自宅に遺骨を持ち帰る過程が加えられ、特に後者は遺骨を中心とした葬列が編成される事となった。葬列は遺骨を納めた骨灰盒を中心として編成され、土葬における八仙は不要となる代わりに、骨灰盒を遺族が運ぶ事となった。骨灰盒に傘を差し掛ける方法は、風水師が作成する墓地購入の儀礼的な契約書である地契を運ぶ方法が参考にされた可能性がある。骨灰盒は死者が死後住まう家屋としてイメージされ、それに基づき、分金における骨灰盒の配置が決められる。しかし、B村の旋棺では、土葬の際とは異なる理由付けで骨灰盒の置き方が定められる場合も見られ、葬礼の参加者によるその場での主体的な判断も行われた様に思われる。死者の靈魂は、遺体を火葬した後、生前居住した家屋空間に残留していると考えられており、特にA鎮の場合、火葬骨を死者の生前の住居に持ち帰り、その寝台に乗せる事で、死者靈魂と遺骨の一体化を図っている可能性がある。ただし、B村では、この過程は確認出来ず、より広い範囲での確認が必要とされる。葬礼全体の進行に関して納骨の時間決定や分金、地契などを通じて風水師は現在でも強く関与している。B村においては、共同墓地の場所選定に際して風水師が関与した事が確認された。葬礼や墓地利用においては宗族組織の関与は明確ではなく、寧ろ個々の家を中心として親族・姻族の結びつきに基づいた個別的な形態となっている様に思われる。墓地は共同墓地の利用へと移行し、一定の墓地区画で規格化された墓碑を用いて墓が構築される形へと移行した。B村の場合、墓碑の様式に年度により共通性が見られ、政府の葬礼簡素化の指導など外部的な影響が考えられる。また墓碑は様式的には規格化されているが、夫婦による墓地利用に際しては男性が優位に立つなど儒教的序列は継続して示されている。共同墓地の受容と並行して、遺影を用いて、死者のイメージを視覚的に表現する事が一般化している。生者の世界と死者の世界を連続性のあるものとする考えは、陰夢¹⁾など宗教的職能者の活動により現在でも保持され、生活上の問題を解消するための儀礼行為の基盤ともなっている。ただし、陰夢が葬送儀礼そのものに関与した事例は確認出来ない。

以上、不十分ではあるが、限られた調査資料からA鎮およびB村における火葬受容と葬礼の変化について、それを支える人々の意識についても留意しつつ報告を試みた。火葬は政府から強制された規範的な遺体処理方法であり、地域で行われていた葬送の過程においてはいわば異物であった。しかしながら人々は従来の葬礼における儀礼のあり方や靈魂観などを参照して、新たな葬礼のありかたを編成し、火葬という新しい要素を旧来の葬礼の枠組みの中に適合させて行った。火葬受容は、地域の葬墓制に関する民俗を解体し消滅させる機会とはならず、寧ろ地域住民が主体

となり、伝承や経験を踏まえながら自律的に葬礼に関わる民俗を創造・再編する機会となっている。ほぼ同時代に火葬を受容したA鎮、B村では、火葬の受容により、火葬という新たな遺体処理過程を従来の葬送儀礼に組み込み儀礼過程を再編し、意味づけを与えることで内面化したと言える。

民俗と内面化の問題に関しては、鹿児島県与論島などかつて洗骨改葬が行われていた地域である南西諸島の葬墓制を事例として更に検討を加える事としたい。

註

- 1) A鎮周辺農村で生活する陰夢、O氏(女性)は、脱魂、および他界飛翔の経験を持つシャーマンであり、人生のある時点で精神不安定など巫病に類する経験の後、一定の成巫過程を経て、陰夢として相談者の依頼を受ける宗教的職能者としての活動を行っている。陰夢は、基本的には廟などの公的司祭としての役割は負っておらず、廟会などを機会とした個人的な相談者の呪符を用いた儀礼による問題解決を中心に活動している。その世界観は基本的に仏教と関わる菩薩を中心としたものであり、陰間・陽間・天堂の三つの世界を想定する。人の生死を、陽間と陰間との間の靈魂の往来として捉え、それが天堂の神仏により統括されているものとする。寺廟、および自宅を相談者との面談、および儀礼実践の場とし、その儀礼には呪符を用いる。陰夢の宗教者としての職能は、特定の系譜によって継承や修行による意識的な獲得ではなく、基本的には巫病を経ることによって神霊から召命されている事を本人と周囲の人々が自覚し、精神を安定させ、その職能を果たすための修行を経る。巫病の状態には、二つのタイプがあるとされる。ひとつは非常に元気で活動的な状態になる「熱い」タイプで、飛び跳ねたり騒いだりする。今ひとつは、他人に非常に冷たさを見せる様になる「冷たい」タイプで、家族とも殆ど話す事が無くなり、鬼や菩薩についてのみブツブツと口にする事が続き、周囲の者がそれと気づくタイプである。両者の共通点としては、いずれも菩薩や鬼の事など同じ事のみを口にする様になり、家族の者が精神的な病気となったと考えて病院に連れて行っても原因が判らず、菩薩に選ばれて陰夢となっているのではないかと気づく点にある。陰夢に影響を与える菩薩も様々であり、どの菩薩に選ばれたかで陰夢としての性質も違って来るとされる。陰夢としての職能には、①.面相を観て、その運勢を占う、②.病気の治療、③.抜け出た魂の連れ戻しなどがある。依頼を受けるのは廟に人が集まる機会に相談を受ける場合と、自宅に依頼者が直接訪ねて来る場合とがある。儀礼は、自宅で祭壇に向かってトランス状態となり、天堂に飛翔して菩薩の指示を受けて行う。病気の原因は、人に災いをなす鬼の影響である場合や魂が一時的に抜け出ているためである場合が多いとされ、依頼者の寿命や状態は天堂に飛翔し、そこに生えている依頼者の生命を表す「樹木」の状態を見て判断する。陰夢は、個人の生活上生じた様々な問題の原因を、靈魂の脱魂や神仏との関わりか

ら説明し、その解決方法を提示するなどして、陰夢の他界観・霊魂観と人々のそれとは常に一定の関係を継続的に形作っている。今回は触れ得なかったが、民俗と内面化について考察を進めるためには、陰夢など宗教的職能者による人々の生活史上の問題の外在化・物語化とその解消過程なども考察する必要があるだろう。